

太子町子ども育成計画(後期)

次世代“太子っ子”子育てプラン

次世代育成支援対策行動計画

【後期計画】

平成 22 年 3 月

大阪府 太子町

## 太子町子ども育成計画（後期）の策定にあたって

太子町では、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されたことを受け、平成 17 年 3 月に『すべての子どもたちが、豊かな歴史環境、恵まれた自然環境の中で、“いのちの大切さ”と、“生きることの素晴らしさ”を実感し、地域ぐるみで感性豊かに育てるまち—太子—』を基本理念として前期計画を策定しました。この計画では、子どもたちが地域の宝として大切にされ、地域の中で見守られながら健やかに育つための支援策の方向性や目標を定め、施策を推進してきました。



しかしながら、平成 17 年の合計特殊出生率は全国 1.26 に対し、本町では 1.20 と少子化傾向は全国レベルを下回っており、その後、やや持ち直してはいるものの依然として少子化は深刻な状況にあります。

また、現在の社会情勢は将来のまちづくりを担う子どもたちや、子どもたちを取り巻く環境に様々な面から影響を及ぼしているものと予測されます。加えて、子どもたちに対する虐待や事件も著しく増加しており、大きな社会問題となっています。

本町では、平成 17 年 3 月に策定した前期計画の基本理念のもと、後期計画では国の新しい少子化対策にある「仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」などの重点戦略を踏まえ、本町の次代を担う子どもたちの育成、子育て家庭が喜びをもって子育てができる環境を、地域全体で一層充実させるための施策を積極的に進めていくことを目指しています。

そのためには今後も、行政はもとより、学校、医療機関、地域住民、活動団体、企業など子育て支援の関係機関が、その役割分担と相互の連携を密に図りながら、この計画を着実かつ迅速に推進することに努めてまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり貴重なご意見を賜りました計画策定協議会の各委員の皆様方をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました住民や関係団体等の皆様方に心より厚くお礼申し上げますとともに、後期計画推進について、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成 22 年 3 月

太子町長 浅野 克己



# 目 次

## はじめに

1. 計画策定の背景及び趣旨 .....	1
2. 計画の性格 .....	2
3. 計画の期間 .....	2

## 第1章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1. 太子町の概況 .....	3
2. 人口の動向 .....	4

## 第2章 太子町における子育て支援に対するニーズ

1. 就学前児童数と保育園・町内幼稚園通園児数 .....	9
2. 太子町における子育て支援事業の現状 .....	10
3. 保育園における子育て支援の状況 .....	12
4. 幼稚園における子育て支援の状況 .....	15
5. 小・中学校における児童・生徒の育成・子育て支援 .....	18
6. 放課後児童会における子育て支援 .....	19
7. 母子保健事業の現状 .....	21
8. ニーズ調査の結果について .....	25

## 第3章 太子町における子育て支援についての現状と課題

1. 子育て家庭のタイプ別整理 .....	33
2. 子育て家庭をタイプ別に見た子育ての現状と課題 .....	34

## 第4章 基本理念と基本目標、基本施策

1. 基本理念 .....	41
2. 基本的視点 .....	42
3. 基本目標 .....	44
4. 基本施策 .....	46
5. 施策体系 .....	48

## 第5章 個別施策

1. 子どもの健やかな成長支援 .....	49
2. 子どもの個性と創造性を育む環境整備 .....	55
3. 地域の子育て相談・支援体制の推進 .....	62

4. 子育てと仕事の両立支援 .....	69
5. ひとり親家庭への自立支援の推進 .....	74
6. 子どもの人権と権利擁護の推進 .....	77
7. 障がいのある児童・生徒の施策の充実 .....	83
8. 子育て中の親と子にやさしい安心・安全なまちづくり .....	88

## 第6章 目標事業量の設定

1. 人口推計 .....	93
2. 目標事業量の考え方 .....	97
3. 目標事業量一覧表 .....	101
4. 目標事業内容の説明 .....	102

## 第7章 計画の推進に向けて .....

103

## 資料編

1. 太子町子ども育成計画（後期）策定協議会設置要綱 .....	105
2. 太子町子ども育成計画（後期）策定協議会委員名簿 .....	107
3. 計画策定の経緯 .....	108

# はじめに

---

## 1. 計画策定の背景及び趣旨

わが国では、平成 17 年に初めて総人口が減少に転じ、合計特殊出生率が 1.26 と過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行が見られました。このため、国においては、国民が希望する結婚や出産、子育てを実現できる環境づくりを進めるため、平成 19 年 12 月に「子どもと家族を応援する日本重点戦略（以下「重点戦略」）」が示され、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」と「仕事と子育ての両立と家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の 2 つが重要な取り組みと位置づけられました。さらに、平成 20 年 5 月に、社会保障審議会少子化対策特別部会において「次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的な考え方」が取りまとめられ、「新待機児童ゼロ作戦」、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」など新たな取り組みもスタートしています。

本町における子育て支援対策の取り組みとしては、平成 17 年 3 月に、平成 21 年度までを計画期間とする「次世代“太子っ子”子育てプラン（太子町子ども育成計画）」を策定し、「すべての子どもたちが、豊かな歴史環境、恵まれた自然環境の中で、“いのちの大切さ”と“生きることの素晴らしさ”を実感し、地域ぐるみで感性豊かに育てるまち 一太子一」を基本理念に、地域における子育て支援や保育サービスの充実をはじめ、子どもの教育環境の充実など、施策の展開を図ってきました。

しかし、本町の人口構造については、少子高齢化の進行と同時に、核家族化など世帯の小規模化も進んでいます。そのため、子育て世帯への負担の増加や子育てに不安を抱える保護者の増加がみられ、家庭の教育力の低下や多様な働きを実現するための保育サービスの充実など、子育て世帯を支援する施策の充実が求められています。

このような次世代育成支援施策にかかる一連の流れおよび本町における課題に対し、総合的な施策の展開を図るため、「太子町子ども育成計画（後期）」（以下「本計画」）を策定しました。

本計画の策定にあたっては、「次世代育成支援対策推進法」の趣旨を踏まえながら、子どもを育てているすべての家庭で、子どもをもつことや子どもを育てることに大きな喜びや価値を感じるとともに、子育てをしながら親も育っていくことと、そのために地域社会全体で子育て中の家庭への支援を盛り込んだ計画を策定し、子育てにかかわるすべての支援策を進めます。

## 2. 計画の性格

本計画は、概ね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭、学校、行政、地域、事業所などのすべてを対象としており、地域社会で協働のもと、子どもの健全育成、子育て支援などの次世代育成支援対策に関する取り組みを進めるために策定しました。

また、太子町における上位計画である「第4次太子町総合計画―平成 18 年3月策定」を受け、個別計画のひとつとして策定されるものです。

さらに、「第二期太子町障がい者計画―平成 21 年3月策定」、「太子町すこやか親子 21（親と子の保健計画）―平成 14 年3月策定」など関連計画との整合性を図ります。また、「太子町保健事業推進協議会」の討議を参考にするとともに、児童虐待やいじめ等の子どもの権利侵害が増加・深刻化していることから、社会福祉審議会からの意見具申「児童虐待を中心とした権利擁護システムの構築（平成 14 年6月）」を踏まえ、施策の推進方策の中で子どもの権利擁護のためのシステムも明らかにし策定します。

本計画の策定にあたっては、次代を担う世代の子どもたちの育成のみに留まらず、親世代の教育や再教育の問題、障がい者（児）の療育や社会参加の問題、高齢者とのかわりなども含め、地域全体で次世代育成に取り組むシステムづくりを進めていきます。

## 3. 計画の期間

計画期間は、平成 22 年度（2010 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの 5 年間とします。「次世代育成支援対策推進法」に基づき、市町村行動計画は平成 17 年度から 10 年間の集中的・計画的な取り組みを促進するために策定され、行動計画については 5 年ごとに策定することとされています。したがって、本計画は平成 21 年度までの 5 年間で 1 期目の計画（前期計画）として、計画策定時以降の社会情勢の変化や町の状況の変化に合わせ、必要な見直しを平成 21 年度までに行い、平成 22 年度から平成 26 年度までの後期計画を策定しました。

## 第1章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

---



# 第1章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

---

## 1. 太子町の概況

### (1) 地域概況

太子町は、大阪府の東南部に位置し、府の中心部より約 25 km、北を羽曳野市、西を富田林市、南を河南町に接し、東は金剛生駒紀泉国定公園を境に奈良県と接した緑豊かな町です。特に町の東に「らくだ」の背のような美しい姿でそびえている「二上山（にじょうざん）」は、まちのシンボルともいえる山です。二上山とは、北側の高い峰の雄岳（517 m）と南側の低い峰の雌岳（474m）をあわせて呼ぶ名で、かつては「ふたかみやま」とも呼ばれ、万葉集にも詠われるなど、数多くの歴史に彩られた山として知られています。

古代には、難波からみて奈良の飛鳥を「遠つ飛鳥」と呼んだのに対し、太子町一帯を「近つ飛鳥」と呼んでいました。太子町の位置する狭い谷の中には、梅鉢御陵と総称される敏達・用明・推古・孝徳天皇陵と聖徳太子御廟をはじめ、飛鳥時代の天皇や皇族、有力豪族が葬られたと考える多くの古墳が群集しており、磯長谷古墳群を形成しています。磯長谷古墳群は、古墳時代終末期の代表的古墳群と知られ、一帯は「王陵の谷」とも形容されています。

町の総面積は 14.17 km<sup>2</sup>で、町域の約 40%を山林、30%を田畑、10%を市街地が占める自然環境に恵まれた町です。

### (2) 町の沿革

明治 21 年 4 月、町村制が発布され、春日村・太子村・葉室村をあわせて磯長村に、山田村と畑村をあわせて山田村になり、昭和 31 年 9 月 30 日に、磯長村と山田村が合併し、聖徳太子にちなんで太子町と名付けられて、現在に至っています。

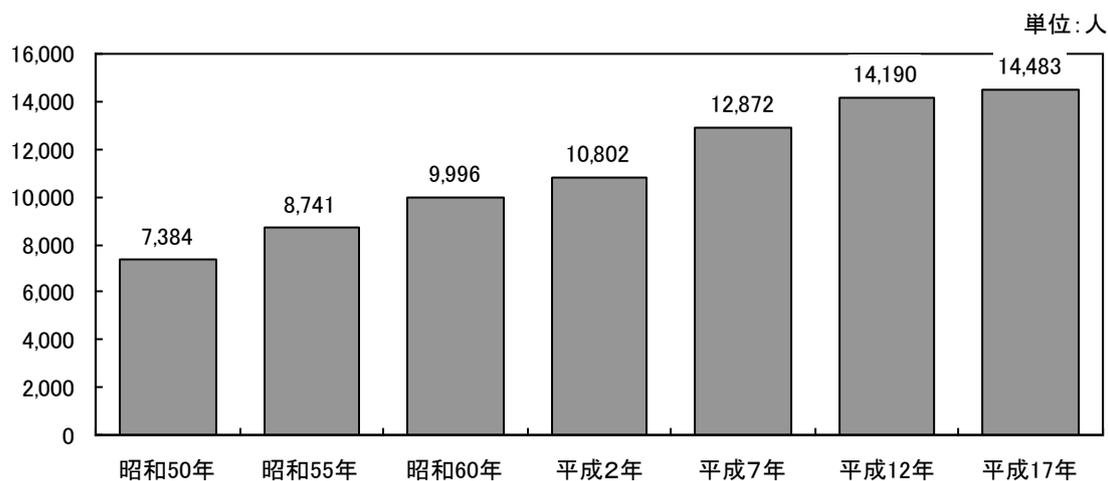
太子町の名の由来となった聖徳太子は死後この太子町に葬られ、廟前にその菩提を弔うための叡福寺が建立されています。太子町では、この聖徳太子の「和を以て貴しとなす」をモットーにまちづくりを推進しています。

## 2. 人口の動向

### (1) 人口の推移

人口は14,483人（平成17年国勢調査）ですが、近年増加の伸びが鈍化しています。

【総人口】



資料：国勢調査

注：年齢不詳を含む。

### (2) 年齢3区分別人口の推移

【年齢3区分別人口】

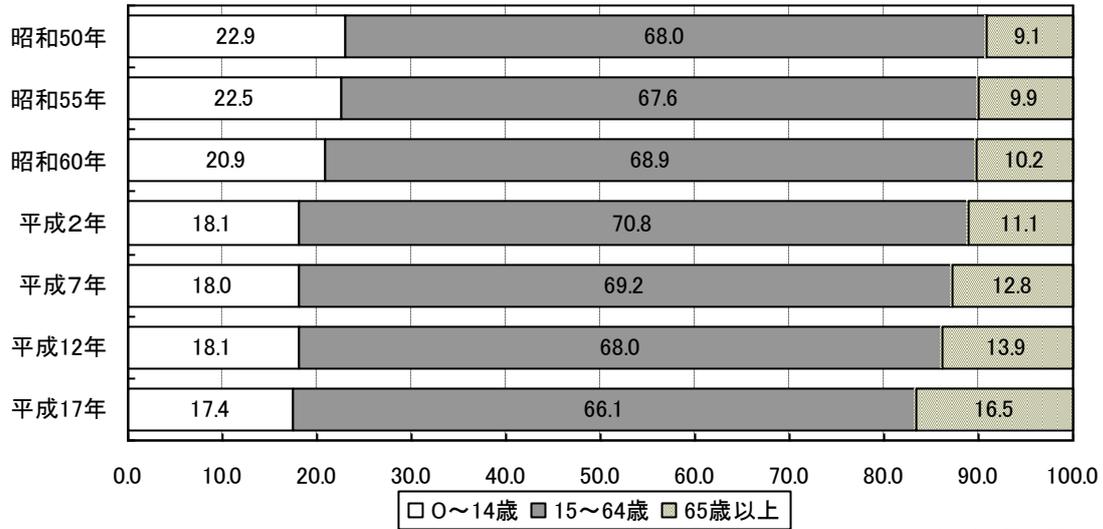
単位：人、%

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	
0～14歳	1,688	1,970	2,089	1,960	2,318	2,570	2,519	
15～64歳	5,018	5,908	6,886	7,648	8,901	9,645	9,570	
65歳以上	678	863	1,021	1,194	1,653	1,975	2,391	
総人口	7,384	8,741	9,996	10,802	12,872	14,190	14,480	
割合	0～14歳	22.9	22.5	20.9	18.1	18.0	18.1	17.4
	15～64歳	68.0	67.6	68.9	70.8	69.2	68.0	66.1
	65歳以上	9.1	9.9	10.2	11.1	12.8	13.9	16.5
	総人口	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：国勢調査

【年齢3区分別人口の割合】

単位:%



資料：国勢調査

(3) 出生数及び出生率の推移

出生数については、多少の変動はあるものの徐々に減少傾向にあり、出生率については、全国、大阪府と比較すると低くなっています。

【総人口及び出生数】

単位：人

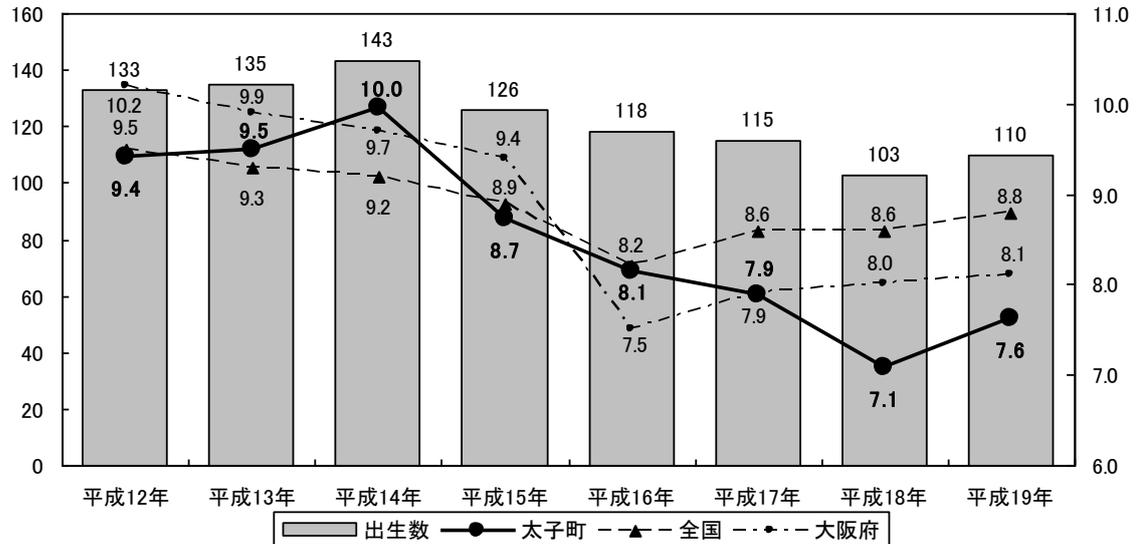
	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
町総人口	14,132	14,214	14,349	14,433	14,497	14,573	14,548	14,429
町出生数	133	135	143	126	118	115	103	110

資料：住民基本台帳

【出生率】

単位:人

単位:%

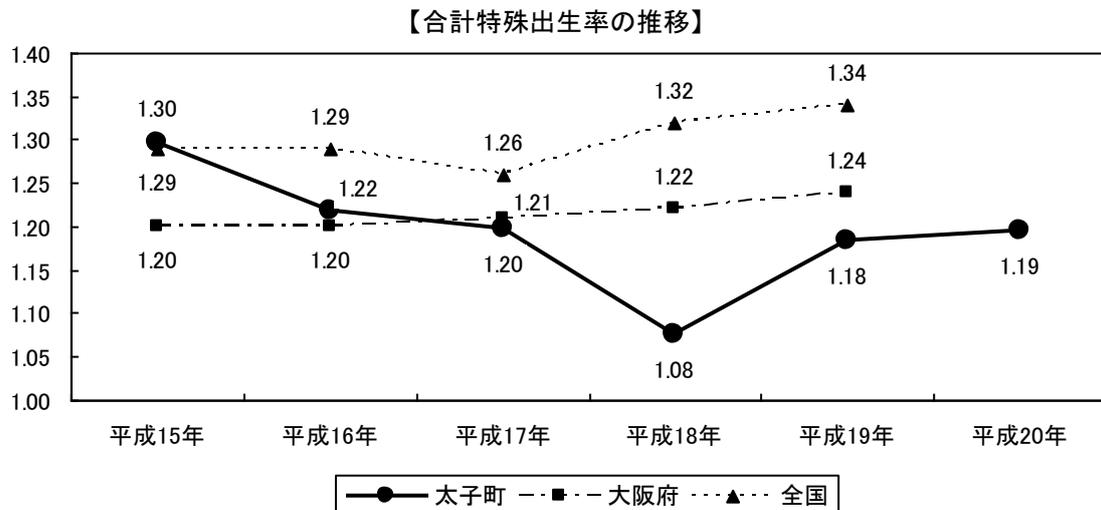


資料：住民基本台帳及び国統計資料

#### (4) 合計特殊出生率<sup>※</sup>

合計特殊出生率については、大阪府平均を上回っておりましたが、近年下回っており、今後の動向を見守る必要があります。いずれにしても人口を維持するために必要といわれている2.08を大きく下回っています。

※合計特殊出生率とは女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までとして、それぞれの出生率を足し合わせることで、人口構成の偏りを排除して算出する、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求める考え方です。



#### (5) 年齢別人口及び将来予測人口

年齢別人口について、平成12年及び平成17年の国勢調査をもとにコーホート変化率法を用い、推計すると、人口総数は横ばいを示しているのに対し、0～14歳、及び15～64歳では減少傾向を示し、65歳以上の人口が増え、少子高齢化が進むと予測されます。

**【人口推計】**

単位：人、%

	平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年		
	全体	男	女												
総計	14,666	7,195	7,471	14,675	7,198	7,477	14,655	7,180	7,475	14,674	7,183	7,491	14,633	7,156	7,477
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～14歳	2,295	1,162	1,133	2,239	1,132	1,107	2,176	1,099	1,077	2,119	1,069	1,050	2,055	1,036	1,019
	15.6	16.2	15.2	15.3	15.7	14.8	14.8	15.3	14.4	14.4	14.9	14.0	14.0	14.5	13.6
15～64歳	9,471	4,793	4,678	9,425	4,779	4,646	9,359	4,748	4,611	9,316	4,731	4,585	9,233	4,695	4,538
	64.6	66.6	62.6	64.2	66.4	62.1	63.9	66.1	61.7	63.5	65.9	61.2	63.1	65.6	60.7
65歳以上	2,900	1,240	1,660	3,011	1,287	1,724	3,120	1,333	1,787	3,239	1,383	1,856	3,345	1,425	1,920
	19.8	17.2	22.2	20.5	17.9	23.1	21.3	18.6	23.9	22.1	19.3	24.8	22.9	19.9	25.7

## (6) 世帯構成と児童のいる世帯数

世帯数は年々増加傾向にあります。6歳未満児及び18歳未満児のいる世帯は横ばい傾向にあります。祖父母同居等が減少傾向にあり、核家族化が進んでいるのがうかがえます。

【世帯構成別に見た6歳未満時及び18歳未満時のいる世帯数の推移】

単位：人、世帯、%

	全 計	父母子	父 子	母 子	祖父母 父母子	祖父 または 祖母 父母子	祖父母 父母子 他の親族	3世代 同居世帯 (計)	父母子 他の親族
平成2年世帯人員	10,769	5,201	59	287	1,317	1,351	529	3,197	127
世帯数	3,266	1,365	25	114	217	274	79	570	26
6歳未満児のいる世帯	536	345	2	8	88	38	49	145	5
構成比	16.4	25.3	8.0	7.0	40.6	13.9	62.0	25.4	19.2
6歳未満児人数	736	473	2	11	129	50	65	244	5
18歳未満児のいる世帯	1,399	871	8	37	195	175	76	446	20
構成比	42.8	63.8	32.0	32.5	89.9	63.9	96.2	78.2	76.9
18歳未満児人数	2,494	1,528	11	63	389	314	135	838	32
平成7年世帯人員	12,666	6,388	71	513	1,256	1,310	469	3,035	125
世帯数	4,014	1,690	29	204	206	263	70	539	26
6歳未満児のいる世帯	650	463	2	23	58	47	47	152	3
構成比	16.2	27.4	6.9	11.3	28.2	17.9	67.1	28.2	11.5
6歳未満児人数	902	645	2	28	81	68	64	213	4
18歳未満児のいる世帯	1,519	993	8	80	174	160	62	396	17
構成比	37.8	58.8	27.6	39.2	84.5	60.8	88.6	73.5	65.4
18歳未満児人数	2,760	1,793	10	123	344	307	119	770	31
平成12年世帯人員	14,053	7,333	90	674	1,129	1,268	328	2,725	173
世帯数	4,593	1,942	38	269	188	262	50	500	36
6歳未満児のいる世帯	724	558	—	31	54	43	27	124	6
構成比	15.8	28.7	(—)	11.5	28.7	16.4	54.0	24.8	16.7
6歳未満児人数	974	753	—	43	77	53	36	166	7
18歳未満児のいる世帯	1,660	1,182	6	85	148	143	45	336	24
構成比	36.1	60.9	15.8	31.6	78.7	54.6	90.0	67.2	66.7
18歳未満児人数	3,044	2,174	9	151	285	258	81	624	41
平成17年世帯人員	14,300	7,497	130	831	950	1,090	224	2,264	177
世帯数	4,833	1,972	56	332	160	224	34	418	38
6歳未満児のいる世帯	644	512	1	31	43	21	18	82	15
構成比	13.3	26.0	1.8	9.3	26.9	9.4	52.9	19.6	39.5
6歳未満児人数	867	697	1	39	58	28	25	111	16
18歳未満児のいる世帯	1,644	1,195	13	119	115	113	30	258	28
構成比	34.0	60.6	23.2	35.8	71.9	50.4	88.2	61.7	73.7
18歳未満児人数	3,010	2,222	21	211	212	201	53	466	40

資料：国勢調査

注：全計欄の構成比は世帯全体に占める割合を、他の項目の構成比は6歳未満児及び18歳未満児のいる世帯の中で占める割合を示した。

注：世帯人員および世帯数の合計は独居世帯等の数も含まれている。

## (7) 児童・生徒数の推移

国勢調査によると、昭和55年以降の0歳～17歳までの児童・生徒人口は、増加傾向から横ばいの傾向に推移しています。

### ① 0歳～5歳人口（就学前児童）の推移

0歳から5歳までの就学前児童については、昭和55年以降増加が続いていましたが、平成17年には減少の傾向に転じています。

【0歳～5歳人口（就学前児童）の推移】

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0～5歳計
昭和55年	91	106	99	100	132	147	675
昭和60年	120	109	130	107	111	105	682
平成2年	115	112	123	131	131	124	736
平成7年	142	150	162	146	148	156	904
平成12年	134	156	168	172	170	174	974
平成17年	98	137	147	162	162	164	870

資料：国勢調査

### ② 6歳～11歳人口（小学生児童）の推移

6歳から11歳までの小学生児童については、平成2年に一時的な減少が見られたものの、平成7年以降には再び増加に転じています。

【6歳～11歳人口（小学生児童）の推移】

単位：人

	6歳(小1)	7歳(小2)	8歳(小3)	9歳(小4)	10歳(小5)	11歳(小6)	6～11歳計
昭和55年	151	158	148	151	150	136	894
昭和60年	135	121	126	156	162	179	879
平成2年	130	142	132	120	121	144	789
平成7年	148	154	161	168	158	155	944
平成12年	188	184	170	175	174	168	1,059
平成17年	185	183	175	169	181	194	1,087

資料：国勢調査

### ③ 12歳～17歳人口（中学生以上）の推移

12歳から17歳までの中学生以上については、昭和60年をピークに減少傾向にありましたが、平成12年には再び増加に転じています。

【12歳～17歳人口（中学生以上）の推移】

単位：人

	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳計
昭和55年	140	132	131	125	119	120	767
昭和60年	175	182	171	162	151	163	1,004
平成2年	135	142	158	171	197	188	991
平成7年	163	165	142	148	172	162	952
平成12年	176	180	181	173	173	158	1,041
平成17年	197	186	179	179	169	175	1,085

資料：国勢調査

## 第2章 太子町における子育て支援に対するニーズ

---



## 第2章 太子町における子育て支援に対するニーズ

### 1. 就学前児童数と保育園・町内幼稚園通園児数

本町の就学前児童数及び保育園・町内幼稚園に通っている児童の数は下表のとおりです。保育園については児童数が横ばいですが、幼稚園については園児数が年々減少傾向にあります。幼稚園の始まる3歳児については平成21年では約91%の児童が、4～5歳児については95%前後の児童が保育園か幼稚園に通っています。

【就学前児童（0歳～5歳児）数と保育園入園児童数・町内幼稚園通園児数の推移】

単位:人、%

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
0歳児	総児童数	130	118	115	102	108	105
	保育園入園児童数	11	12	15	3	8	11
	保育園入園児童割合	8.5	10.2	13.0	2.9	7.4	10.5
1歳児	総児童数	150	135	124	116	102	118
	保育園入園児童数	26	24	28	29	18	31
	保育園入園児童割合	17.3	17.8	22.6	25.0	17.6	26.3
2歳児	総児童数	158	155	144	134	114	103
	保育園入園児童数	33	44	39	36	36	31
	保育園入園児童割合	20.9	28.4	27.1	26.9	31.6	30.1
3歳児	総児童数	154	161	170	148	137	119
	保育園入園児童数	40	45	57	45	50	47
	保育園入園児童割合	26.0	28.0	33.5	30.4	36.5	39.5
	町内幼稚園通園児数	84	94	85	78	70	62
	町内幼稚園通園児割合	54.5	58.4	50.0	52.7	51.1	52.1
4歳児	総児童数	163	157	165	175	149	142
	保育園入園児童数	44	48	53	62	44	58
	保育園入園児童割合	27.0	30.6	32.1	35.4	29.5	40.8
	町内幼稚園通園児数	103	105	106	96	92	79
	町内幼稚園通園児割合	63.2	66.9	64.2	54.9	61.7	55.6
5歳児	総児童数	188	168	164	164	170	149
	保育園入園児童数	55	57	49	53	61	46
	保育園入園児童割合	29.3	33.9	29.9	32.3	35.9	30.9
	町内幼稚園通園児数	117	101	104	107	97	95
	町内幼稚園通園児割合	62.2	60.1	63.4	65.2	57.1	63.8
総計	総児童数	943	894	882	839	780	736
	保育園入園児童数	209	230	241	228	217	224
	保育園入園児童割合	22.2	25.7	27.3	27.2	27.8	30.4
	町内幼稚園通園児数	304	300	295	281	259	236
	町内幼稚園通園児割合	32.2	33.6	33.4	33.5	33.2	32.1

資料：福祉室

各年度5月1日現在

## 2. 太子町における子育て支援事業の現状

### (1) 行政における子育て支援事業

#### ① 要保護児童対策地域協議会

少子化や核家族化の進展に伴い、世代間の育児知識の継承や地域での子育て機能の低下が進み、さらに、家族形態や価値観の多様化など「子育て」を取り巻く環境が大きく変化する中で、虐待をはじめとする「子育て」に関する深刻な問題が発生し、早急な解決が求められています。

そのため、本町では行政をはじめとした各関係機関が連携し平成 15 年度に「子育てネットワーク・太子」を設置し、「子育て」にかかわる問題を解決するため、具体的な対応について検討し、各機関が必要な事業を実施してきました。

このような状況の中、児童福祉法改正により、平成 17 年 4 月から町が児童相談（虐待相談含む）に応じることが市町村の業務として法律上明文化されました。

本町においても平成 18 年 3 月に子育てネットワーク・太子を要保護児童対策地域協議会に移行し、児童虐待等の予防、早期発見から要保護児童とその家族への援助にいたるまで、有機的な連携に基づいた援助方策等について協議を行い、当該児童とその家族を支援するネットワーク機能の強化に取り組んでいます。

#### ② たんぽぽ広場

家庭の教育力の向上を図るため、保護者と就園前の子どもをつなぐ取り組みを核にしながら教育相談、健康教育などの教室の展開と、「学び」と「仲間づくり」の活動を通じて、豊かな出会いの場をつくり出し地域の子育てネットワークを構築す取り組みを実施しています。

#### ③ 保育士等に対する発達相談

保育にかかわる幼稚園・保育園の教諭・保育士が子どもの日常のかかわりの中で生じる困り事や悩みについて、心理士に相談し、専門的なアドバイスを受けることで、保育士の技術向上を図る目的で実施しています。

#### ④ 子育てグループづくり

両親教室・赤ちゃん会・親子教室以外に、保健センターのすこやかホールを開放し、親子で集まれる場を提供しています。

乳幼児から本に親しむため町のボランティアグループによる「読み聞かせ」の実施や、参加した親子同士での友達づくりや子育てグループづくりのための支援など、月1回実施しています。

#### ⑤ 思春期における保健・福祉体験事業

乳幼児に接する機会の少なくなった思春期の生徒に乳幼児と触れ合う機会を設け、父性・母性の育成や生命の尊厳を知るという視点から保健・福祉体験事業を実施しています。

### (2) 行政以外の子育て支援活動等への支援

#### ① 子育て支援センターにおける子育て支援

○ 子育て相談の実施

○ 子育てサークルなどの育成・支援

やわらぎ保育園の地域子育て支援センターを、サークル会場として無料で貸し出しています。

○ 親と子の遊びの広場

親子で参加し、たくさんの友達と一緒に遊べる場をやわらぎ保育園内の地域子育て支援センターで開催しています。

・わんぱくプラザ・・・英語・体操・リトミック音楽など専門講師による教室を開催しています。

・集まれひよこグループ・・・造形・リズム等・子育てについて自由な会談や保育士と楽しく遊ぶ場を開催しています。

#### ② こんぺいとう広場（保育園での園庭開放）

1～4歳までの親子が遊べる場や育児相談のできる場として、町内の2か所の保育園の園庭を一般の幼児と親に自由に来園できるように開放し、保健師による子育てに関するミニ講話や保育士による遊びの紹介などを実施しています。

#### ③ ボランティア参加

主任児童委員をはじめ児童委員の協力を得て、事業についての意見を出し合いながらより良い方向に進めています。

### 3. 保育園における子育て支援の状況

#### (1) 保育園入園児童の現況

本町には、やわらぎ保育園と松の木保育園の私立保育園が2か所設置されています。

両園ともに待機児童もなく、より充実した保育の取り組みを目指しています。

各保育園の年齢別児童数と保育士の配置状況は下表のとおりです。

入園児童に対する保育士の配置状況は、国の配置基準を上回っており、ゆとりのあるものになっています。

【保育園入園児童数と保育士の配置状況】

単位：人

		単位：人						
		合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
やわらぎ 保育園	定員数	120	15	15	20	20	25	25
	児童数	111	6	17	11	20	31	26
	空き児童数	9	9	-2	9	0	-6	-1
	保育士配置数	11	2	3	2	1	2	1
	職員数	21	園長、保育士、事務員、調理師、看護師					
		合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
松の 木 保育園	定員数	120	5	15	20	30	25	25
	児童数	112	5	14	20	27	26	20
	空き児童数	8	0	1	0	3	-1	5
	保育士配置数	13	3	3	3	2	1	1
	職員数	18	園長、保育士、事務員、調理師					
		合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳

資料：太子町統計書（福祉室）平成21年4月1日現在

注：1. 空き児童数は、定員から見た入園可能な児童数

## (2) 保育園施設整備状況

保育園の施設及び設備の状況は下表のとおりです。

【保育園施設及び設備の状況】

区 分	やわらぎ保育園		松の木保育園	
開設	昭和 45 年 2 月		昭和 55 年 4 月	
敷地面積	1017.02 m <sup>2</sup> (自己所有) 150.59 m <sup>2</sup> (借用)		2923.14 m <sup>2</sup>	
延べ床面積	718.56 m <sup>2</sup>		962.76 m <sup>2</sup>	
園 庭(プール)	356.58 m <sup>2</sup>		1,326 m <sup>2</sup>	
調理室	33.53 m <sup>2</sup>		33.2 m <sup>2</sup>	
事務室	19.23 m <sup>2</sup>		33.3 m <sup>2</sup>	
保健室	2.49 m <sup>2</sup>		4.4 m <sup>2</sup>	
各部屋の状況	室数	面積	室数	面積
保育室	6	368.95 m <sup>2</sup>	9	423.08 m <sup>2</sup>
沐浴室	1	5.04 m <sup>2</sup>	1	8.6 m <sup>2</sup>
調乳室	1	4.41 m <sup>2</sup>	1	4.4 m <sup>2</sup>
便 所・シャワールーム	3	28.37 m <sup>2</sup>	5	33.8 m <sup>2</sup>
地域住民との交流スペース	55.90 m <sup>2</sup>		—	
その他	200.64 m <sup>2</sup>		421.98 m <sup>2</sup>	

資料：福祉室

※沐浴とはベビーバス（沐浴槽）の中で赤ちゃんの体を洗うことをいいます。

### (3) 保育園における保育サービスの実施状況

#### 1：通常保育の実施状況

##### ① 保育時間及び休園日

○ 保育時間については次のとおりです。

◆松の木保育園 7:00～19:00 まで（延長保育を含む最長保育時間）

◆やわらぎ保育園 6:00～20:00 まで（延長保育を含む最長保育時間）

○ 保育園の休園日は次のとおりです。

・日曜日、祝祭日、年末・年始

・やわらぎ保育園では休日保育を実施

##### ② 給食

2保育園とも給食を実施しています。

#### 2：特別保育の実施状況

特別保育の実施状況は、下表のとおりです。

【特別保育の実施状況】

保 育 内 容	松の木保育園	やわらぎ保育園
長時間保育	実施	実施
乳児保育	2か月から実施	3か月から実施
障がい児保育	実施	実施
一時預かり保育	—	保護者が3日以内の就労や急病、冠婚葬祭などの理由で一時的に家庭での保育が困難なとき、実施している。
休日保育	—	保護者が就労等で休日に家庭での保育が困難なとき実施している。
産休・育休入園予約	—	—
病児・病後児保育	—	—
保育園地域活動（園庭開放など）	実施	実施

資料：福祉室

## 4. 幼稚園における子育て支援の状況

### (1) 太子町内幼稚園入園児の推移

本町には、町立幼稚園と私立やわらぎ幼稚園の2か所が設置されています。各幼稚園の年齢別園児数と職員の配置状況は下表のとおりです。

【太子町内の幼稚園児数の推移】

単位：か所、人

	幼稚園数			園児数			教員数		
	総数	町立	私立 (やわらぎ)	総数	町立	私立 (やわらぎ)	総数	町立	私立 (やわらぎ)
平成 16 年度	2	1	1	304	151	153	18	8	10
平成 17 年度	2	1	1	300	134	166	17	8	9
平成 18 年度	2	1	1	295	124	171	20	8	12
平成 19 年度	2	1	1	281	127	154	18	8	10
平成 20 年度	2	1	1	259	125	134	17	8	9
平成 21 年度	2	1	1	236	121	115	16	8	8

資料：教育総務課

### (2) 幼稚園入園児の現況

幼稚園の年齢別園児数と職員の配置状況は下表のとおりです。私立幼稚園、町立幼稚園ともすべての年齢で受け入れに余裕があります。

【幼稚園入園児と職員の配置状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）】

単位：学級、人

		学園数及び園児数							
		合 計		3歳児		4歳児		5歳児	
		学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数
やわらぎ幼稚園	定員数	6	160	2	40	2	60	2	60
	園児数	6	115	2	30	2	39	2	46
	空き園児数	—	45	—	10	—	21	—	14
	教員配置数	6	—	2	—	2	—	2	—
	職員数	9							
	町立幼稚園	定員数	6	180	2	40	2	70	2
	園児数	6	121	2	32	2	40	2	49
	空き園児数	—	59	—	8	—	30	—	21
	教員配置数	6	—	2	—	2	—	2	—
	職員数	9							
国職員配置基準		3歳児は 20 名定員、4・5歳児は 35:1(1学級ごとに1名の教員の配置)							

資料：教育総務課

(3) 幼稚園の保育時間及び休園日、送迎、給食など

	やわらぎ幼稚園	町立幼稚園
保育時間	10時～14時 預かり保育あり	8時40分～14時 午前保育は11時30分まで 3歳児については4月は午前保育
給食	月曜日から金曜日	週1回実施
休園日	・第2、第4土曜日、日曜日、祝日 ・春、夏、冬休み	・土曜日、日曜日、祝日 ・春、夏、冬休み ・創立記念日
送迎	①原則として徒歩通園 ②相談によりバス通園も可	徒歩による保護者付き添いの通園を原則とする
特色ある保育	スイミング、体操指導、音楽指導、リトミック・声楽など	英語、食育など

資料：幼稚園パンフレット

#### (4) 幼稚園施設整備状況

幼稚園の施設及び設備の状況は下表のとおりです。

【幼稚園施設及び整備状況】

	やわらぎ幼稚園			町立幼稚園		
建築年度	平成3年2月			平成14年2月		
構造	鉄骨造スレート葺 2階建			鉄筋コンクリート造 2階建		
面積	園地面積	運動場	園舎面積	園地面積	運動場	園舎面積
	3,057 m <sup>2</sup>	1,458 m <sup>2</sup>	747.4 m <sup>2</sup>	2,689 m <sup>2</sup>	1,841 m <sup>2</sup>	848 m <sup>2</sup>
保育室	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	3室	2室	2室	2室	2室	2室
	171.8 m <sup>2</sup>	110 m <sup>2</sup>	112 m <sup>2</sup>	112.6 m <sup>2</sup>	112.6 m <sup>2</sup>	112.6 m <sup>2</sup>
遊戯室	65.7 m <sup>2</sup>			146.9 m <sup>2</sup>		
教材室	20.0 m <sup>2</sup>			20.0 m <sup>2</sup>		
職員室	2室 38.7 m <sup>2</sup> 、26.6 m <sup>2</sup>			44.4 m <sup>2</sup>		
会議室	—			1室		
保健室	—			8.6 m <sup>2</sup>		
図書室	—			1室		
給食施設	41.6 m <sup>2</sup>			29.0 m <sup>2</sup>		
園庭	1458.0 m <sup>2</sup>			1841.0 m <sup>2</sup>		
便所	2か所		30.0 m <sup>2</sup>	3か所		47.0 m <sup>2</sup>
手洗い用設備	2か所			3か所		
足洗い用設備	1か所			2か所		
幼児清浄用設備	2か所			1か所		
放送聴取設備	有			有		
映写設備	有			有		
水遊び場	有			—		
その他	—			相談室・多目的スペース		

資料：幼稚園

## 5. 小・中学校における児童・生徒の育成・子育て支援

町立の小学校2校と中学校1校が設置され、その他に、私立の中学校1校と、高等学校1校が設置されています。

### (1) 町立小学校の学級数、児童数、教職員数

小学校は町立磯長小学校と山田小学校の2校があり、各学校の学級数及び児童数、教職員数は下表のとおりです。児童数については、磯長小学校の横ばい傾向に比べ、山田小学校は概ね減少傾向にあります。

【町立小学校の状況】

単位：人

	磯長小学校						山田小学校					
	学級数	児童数			教員数	職員数	学級数	児童数			教員数	職員数
		総数	男	女				総数	男	女		
平成15年度	20	675	368	307	27	3	15	406	222	184	21	2
平成16年度	21	673	357	316	28	6	15	412	216	196	21	3
平成17年度	21	671	352	319	29	8	13	388	196	192	20	2
平成18年度	23	666	344	322	30	6	13	391	191	200	20	2
平成19年度	21	659	332	327	30	5	14	384	196	188	21	3
平成20年度	22	668	336	332	33	4	14	378	190	188	21	3

資料：教育総務課 各年5月1日現在

### (2) 町立中学校の状況

太子町立中学校の生徒数及び教職員数は下表の通りです。生徒数は、横ばい傾向にあります。

【町立中学校の状況】

単位：学級、人

	学級数	生徒数			教員数	職員数
		総数	男	女		
平成15年度	15	475	251	224	32	2
平成16年度	15	460	243	217	32	3
平成17年度	16	483	257	226	32	3
平成18年度	16	494	270	224	32	4
平成19年度	17	506	272	234	33	5
平成20年度	17	502	274	228	33	4
平成21年度	16	498	264	234	32	4

資料：教育総務課 各年5月1日現在

## 6. 放課後児童会における子育て支援

### (1) 太子町放課後児童会の目的

放課後、家庭に帰っても保護者が就労、または疾病等のため、保護、養育できない小学校1～3年生の児童を対象に、いきいきとした放課後の生活を過ごせるように援助するために、磯長小学校区と山田小学校区内の2か所で開設しています。

### (2) 放課後児童会の実施場所及び在籍人数

放課後児童会は、昭和49年に磯長小学校の父母が、「磯長かぎっ子対策」として、当時の磯長小学校の教職員寮で学童保育を設置したのが始まりです。当初、運営費は父母がバザーなどで捻出していました。その後、昭和54年に公立公営で運営がスタートし、平成8年には磯長小学校区と山田小学校区に分散、実施されました。

現在の放課後児童会の実施場所及び定員、在籍者数は下表のとおりです。

受け入れ児童数については待機児童解消のため、柔軟な運営を行っています。

【放課後児童会の実施場所及び定員】

	開設年月日	開設場所	対象学区	定員	対象学年
磯長小学校区	昭和49年	旧町立幼稚園内	磯長小学校	60人	1～3年生
山田小学校区	平成8年	山田小学校内	山田小学校	40人	1～3年生

資料：福祉室（平成21年4月1日）

【放課後児童会在籍者数】

単位：人

	合計	1年生	2年生	3年生
磯長小学校区	70	33	19	18
山田小学校区	50	21	18	11
合計	120	54	37	29

資料：福祉室（平成21年4月1日）

### (3) 放課後児童会の実施期間及び実施時間

- ①実施期間等…毎年4月1日から翌年3月31日までの月曜日から土曜日
- ②実施時間等は下表のとおり

平日	下校時から午後6時 (集団下校の場合は下記のとおり) ① 3月～10月…下校時から午後5時 ② 11月～2月…下校時から午後4時30分
土曜日、春・夏・冬休み中、学校行事等による代休、卒業式など	午前8時30分から午後6時 (集団下校の場合は上記と同様)
休日	・日曜日 ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ・4月1日(日曜日の場合はその翌日) ・8月10日から同月15日までの日 ・12月29日から翌年1月3日までの日

### (4) 放課後児童会の内容

- ① 楽しく、いきいきとした放課後の生活を過ごせるように援助し、児童の安全確保や遊びの助言などの生活指導を行っています。
- ② 保護者(家庭)と指導員(放課後児童会)との大切なパイプ役として、連絡帳を活用しています。連絡事項や気になることなどその都度連絡帳に記入してもらっています。

## 7. 母子保健事業の現状

### (1) 母子保健事業

#### ① 母子健康手帳の交付

母子健康手帳交付時に保健師が妊婦面接を行い、禁煙・防煙・禁酒等についての妊婦指導や妊婦・子育てに関する情報の提供、母親だけでなく父親も含めた保健センター事業利用の勧奨等を行っています。

#### ② ハイリスク<sup>※</sup>妊婦指導

母子健康手帳配布時に保健師が妊婦面接を行うことで、ハイリスク妊婦を早期に把握し、安全な出産・子育てができるように支援しています。

##### ※ハイリスク妊婦

妊娠中の母体及び胎児ならびに出産する新生児にすでに異常が存在するか、あるいは将来、危険が起こる可能性が強い状態の妊婦を指します。

#### ③ 妊婦訪問指導

ハイリスク妊婦や、希望のある妊婦に対し、保健師による訪問指導を行っています。

#### ④ 両親教室（マタニティ教室）

家族全員の健康や育児に関する意識の向上を図るため、妊婦や夫等を対象に妊娠・出産に関するテーマで、年3回保健センターで実施しています。

両親教室は単なる知識の普及だけでなく妊婦同士が身近で知り合い、交流を深めることを目的とし、先輩ママさんとの交流も取り入れ、「仲間づくり」の場としても活用するとともに、父親の育児参加を促進するため、父親が参加しやすい日曜日にも開催しています。

#### ⑤ 新生児訪問指導・産婦訪問指導

新生児・未熟児のいる家庭に対して、育児を安心して行えるように、保健師や助産師が訪問指導を行っています。

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業（「こんにちは赤ちゃん訪問事業」）、養育支援訪問事業  
平成 19 年度から、生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う乳児家庭訪問事業を実施しています。

また、全数訪問を行うことで、若年の親や産後うつ、育児ノイローゼなどの養育支援が特に必要であると判断した家庭には保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言など行う養育支援訪問事業も平成 21 年 4 月から実施しています。

#### ⑦ 乳幼児訪問指導

これまでも第 1 子及び転入してきた家庭の乳児に対して、子どもの発達や子育ての不安や悩みに応え、子育ての情報提供等を行うために保健師が個別訪問を行ってきましたが、平成 19 年度より対象を乳児のいる家庭すべてとし「こんにちは赤ちゃん訪問事業」と一体的に事業を実施しています。また、各乳幼児健診の未受診児や要経過観察児についても必要時に訪問を実施しています。

#### ⑧ 保健師による相談・栄養士による相談

育児に関する悩みや不安をもつ乳幼児期の養育者に対して、気軽に身体測定や相談ができる場として、保健師と栄養士が毎週 1 回、保健センターにおいて実施しています。

#### ⑨ 赤ちゃん会（育児相談会）

1 歳未満の乳児を対象に、育児相談会と保育講座を併設した「赤ちゃん会」を様々な育児の不安や悩みの軽減、母親同士の交流などを目的として、月 1 回実施しています。保育講座については毎月テーマを決め、「栄養士による離乳食講習会」、「保育士による遊びの講座」、「歯科衛生士による歯科保健指導」、「事故予防と応急処置」などを取り入れて、母親が参加しやすい相談・仲間づくりの場となっています。

### (2) 母子保健健康診査

#### ① 妊婦健康診査

妊婦健康診査の一部公費助成を、平成 21 年度より 14 回に助成回数を増やして実施しています。

#### ② 乳児一般健康診査及び乳児後期健康診査

乳児一般健康診査及び乳児後期健康診査を医療機関に委託し、乳児期に 2 回（概ね生後 1 か月と 10 か月の時期）に健康診査を実施しています。

### ③ 4か月児健康診査

4か月児を対象に、身体発育・運動発達・栄養状態等を診査し、疾病の早期発見、早期療育、育児支援等を目的に1～2か月に1回保健センターで実施しています。

### ④ 1歳6か月児健康診査

1歳6か月児を対象に、身体発育・運動及び精神発達、疾病の有無を診査し、疾病や発育・発達の遅れ等の早期発見、治療及び療育、育児支援を目的に保健センターで2か月に1回実施しています。単に健診というだけでなく、育児不安の解消や児童虐待の早期発見に努めています。

経過観察が必要な幼児に関しては、すすく健診、すすく相談、医療機関、療育機関等に利用勧奨するとともに、ポピー教室（1歳6か月児フォロー教室）への参加を勧奨しています。

### ⑤ 3歳6か月児健康診査

幼児期において、身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳6か月児に対して、総合的な健診を行い、疾病や発育・発達の遅れ等の早期発見・治療及び療育、育児支援を目的として、2か月に1回保健センターで実施しています。

経過観察が必要な幼児に関しては、すすく健診、すすく相談、医療機関、療育機関等に利用勧奨するとともに、「つくしんぼ教室（2歳半から就園前までの親子教室）」への参加を勧奨しています。

#### ○ 3歳6か月児視聴覚健診（視聴覚アンケート健診）

滲出性中耳炎、軽度から中度の難聴、斜視、屈折異常等の早期発見、早期治療を目的に、3歳6か月児のアンケート結果により、精密検査を必要とする幼児をスクリーニング<sup>\*</sup>して医療機関につなげる目的で実施しています。

※スクリーニング

様々な状況や条件の中から必要なものを選出することをいいます。

## ⑥ 歯科疾患予防事業

### ○ 1歳6か月児健康診査

1歳6か月児健康診査時に、口腔内診査、カリオスタット<sup>\*</sup>を実施し、要注意児には1歳7か月児歯科保健指導（「かばさん歯科健診」）を実施し、予防措置（フッ素塗布）と個別ブラッシング指導を行っています。

#### ※カリオスタット

歯垢や酸のつき具合を見る検査で、酸が多いほど試験液の色が変化します。

### ○ 2歳6か月児歯科健康診査

う歯の急増期である2歳6か月児を対象として、口腔内診査、予防措置、個別ブラッシング指導、カリオスタット等を2か月に1回実施しています。要注意児には1か月後に2歳7か月児歯科保健指導（「かばさん歯科健診」）を実施し、予防措置と個別ブラッシング指導を行っています。

### ○ 3歳6か月児歯科健康診査

3歳6か月児歯科健康診査時に、口腔内診査、予防措置、個別ブラッシング指導を実施しています。

## (3) 発達支援事業

### ① ポピー教室（1歳6か月児健診フォロー教室）

1歳6か月児健康診査において、発達などで経過観察が必要とされた幼児や育児不安をもつ養育者を対象に、遊びの体験や育児の楽しさを実感することによって、良好な親子関係や幼児の発達を促すことを目的に年2クール（1クール7回）実施しています。

### ② つくしんぼ教室（2歳6か月児歯科健診・3歳6か月児健診フォロー教室）

ポピー教室終了後や、2歳6か月児歯科健診、3歳6か月児健診において、発達などで経過観察が必要とされた幼児や、育児不安をもつ養育者を対象に、遊びや他の親子とのかかわりを通して育児を支援し、子どもの成長を促すことを目的に、年2クール（1クール10回）実施しています。

## 8. ニーズ調査の結果について

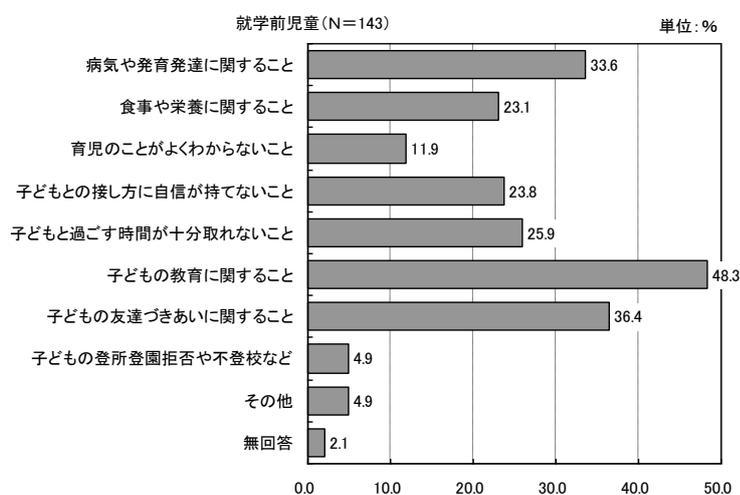
子育て中の家庭全般にかかわる共通のニーズについて、平成 21 年 3 月に実施した「子育て支援に関するニーズ調査」の結果を踏まえて整理をしました。

なお、グラフ及び表中のNは母数を表し、複数回答や端数処理の関係上、集計によっては合計が 100.0 にならないものもあります。

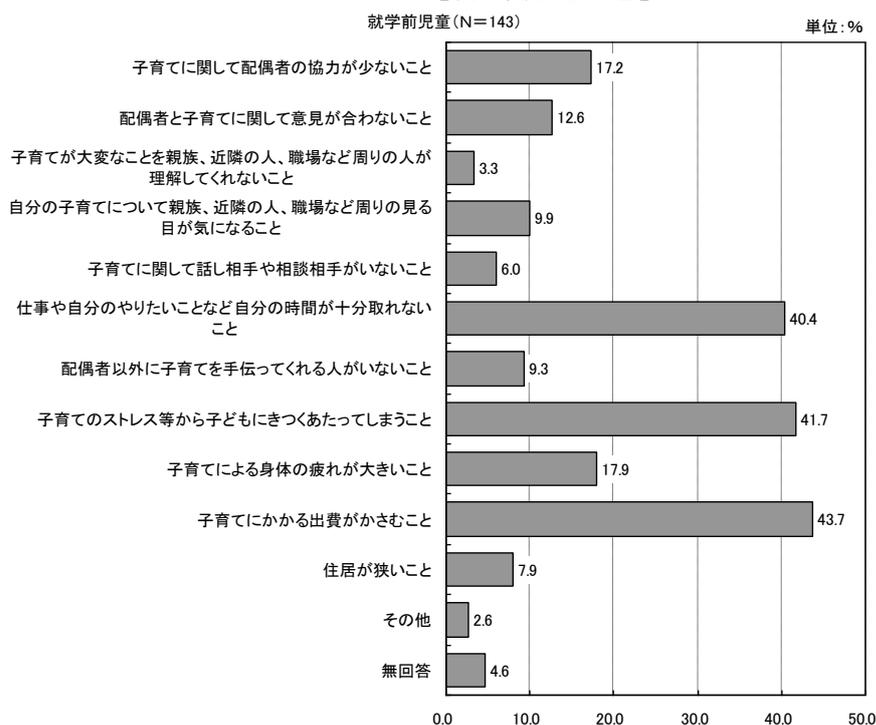
### ◆ 子育てに関する悩み・不安内容

子育てに関する不安や悩みは、下のグラフに示されるように多岐にわたっています。

#### 【子どもに関すること】



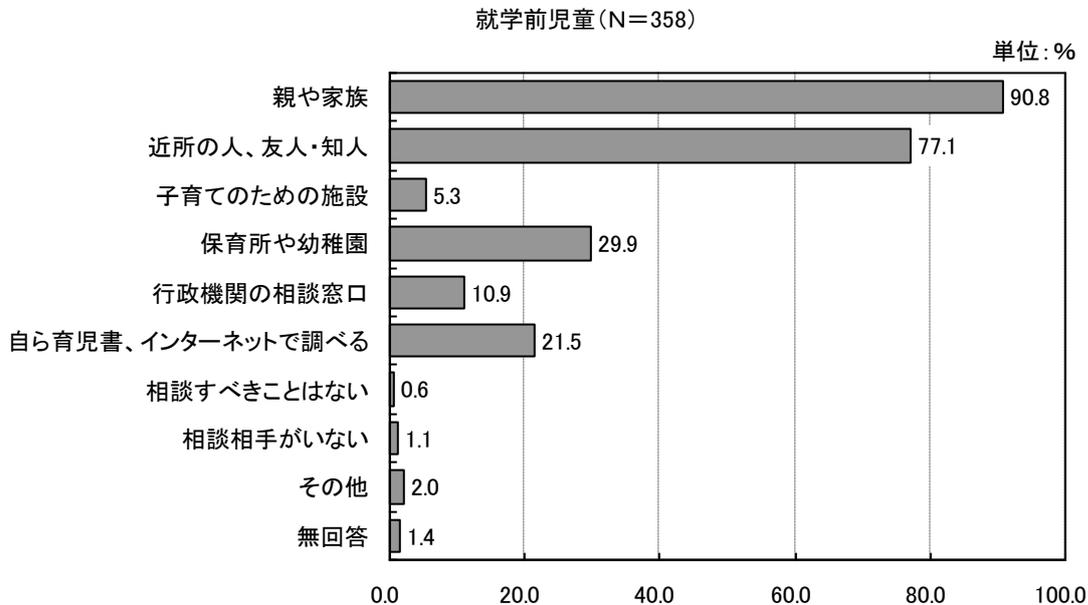
#### 【親に関すること】



※育児に関して、辛いことと楽しいことが同じくらい、もしくは辛いことの方が多岐の方のみへの質問

#### ◆ 子育てに関する悩み・不安の相談相手

子育てについての悩みや不安の相談相手として、「親や家族」が90.8%、「近所の人、友人、知人」が77.1%にのぼっています。一方、「子育てのための施設」、「行政機関の相談窓口」など公共的な場所や専門家への相談は1割程度となっています。



#### ◆ 子育て支援サービスの認知度及び利用状況

子育て支援サービスについて、就学前の子どもをもつ家庭では、両親教室、新生児訪問指導、乳幼児健康診査については約9割の人が知っていると答えているのをはじめとして、認知度は比較的高くなっていますが、実際の利用状況は、乳幼児健康診査の92.5%、2歳6か月児歯科健康診査の70.9%を除き、他のサービスの利用は半数程度もしくはそれ以下となっています。

教育相談についての利用状況は2.0%ですが、利用意向は40.5%と、今後の利用を促進するための周知が必要と思われます。

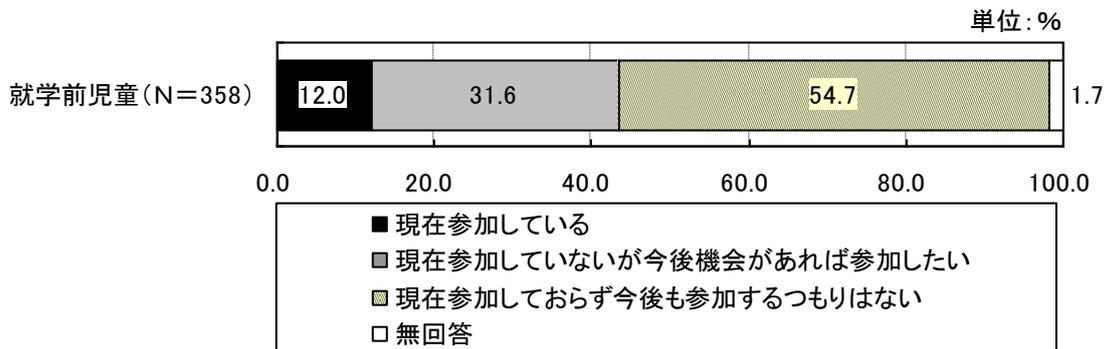
#### ◆ 町に望む子育て支援サービス

子育て支援サービスで町に望む内容として、就学前の子どもをもつ家庭では、「安心して子どもが医療機関を利用できる体制」「子育て世帯への経済的援助の拡充」「親子が安心して集まれる公園等」がともに半数を超えており、医療、経済、遊び場所への要望が高まっていることがうかがえます。小学生児童ではこれらに加えて「子どもの安全を確保する対策を充実する」などが高くなっており、子どもの安全への配慮が求められているとかがえます。

◆ 自主的な子育てサークル活動への参加意向と活動を行うために必要な支援

子育てサークルなどへの参加状況及び参加意向については、「現在参加している」(12.0%)と「今は参加していないが機会があれば参加したい」(31.6%)を合わせると43.6%となっていますが、「今後も参加するつもりはない」は54.7%と過半数を占めています。

また、自主活動を行うにあたって行政に望む支援の内容として、「活動場所の提供」、「活動資金助成」、「活動への保育に関する専門家からのアドバイス」、「情報発信やPRなどに関する支援」などがあげられています。

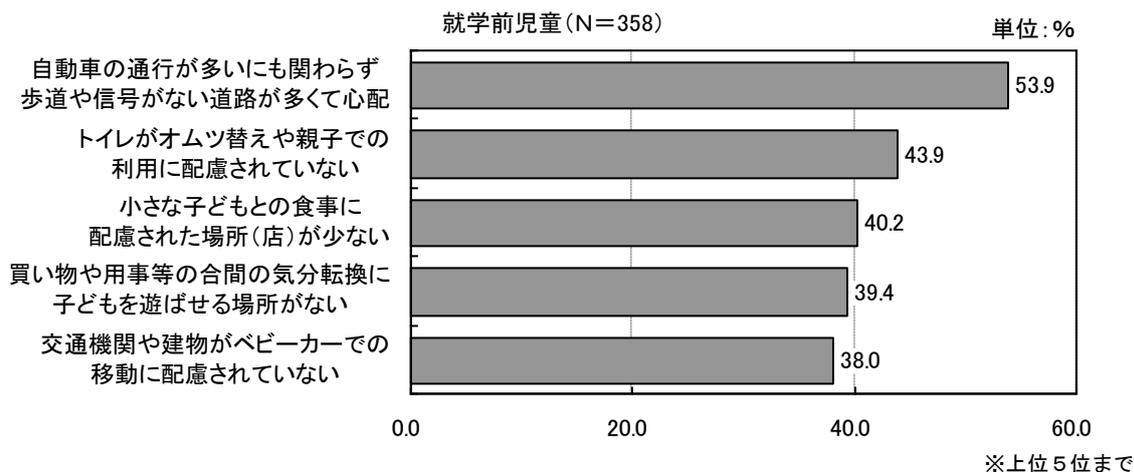


◆ 子どもの遊び場等について日頃感じていること

子どもの遊び場等について、就学前の子どもをもつ家庭では、「雨の日に遊べる場所がない」が69.8% (250人)、「公園などの種類が充実していない」が42.2% (151人)、「公園など遊び場のトイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」が41.3% (148人)となっています。

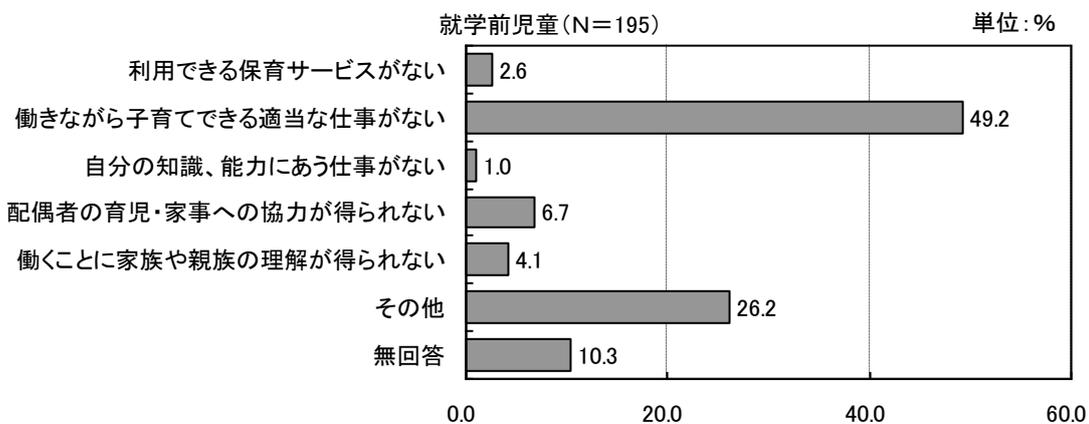
◆ 子どもとの外出の際困っていること

子どもと一緒に外出する時に困っていることについて、「自動車の通行が多いにも関わらず歩道や信号がない道路が多くて心配」、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」、「小さな子どもの食事に配慮された場所(店)が少ない」という意見が多く見られます。公共的な建物におむつ替えシートの整備を進めていくこと、安全で移動しやすい道路の整備など子育て家庭にとって便利性が向上するような取り組みが必要です。



◆ 就労意向と就労を妨げている主な要因について

現在、在宅子育て家庭の約8割が就労の意志をもっていますが、就労を妨げている主な要因は、「働きながら子育てできる適当な仕事がない」がほぼ半数を占め、他に「配偶者の育児・家事への協力が得られない」「働くことに家族や親族の理解が得られない」などがあげられています。



※就労希望がありながら、現在働いていない方のみへの質問

◆ 緊急時の保育サービスの利用意向について

冠婚葬祭や保護者・家族が病気など緊急時に子どもの面倒が見られなくなった場合の対処方法は、「親族知人に預けた」が最も多く見られましたが、「仕方なく子どもを同行させた」や「子どもだけで留守番させた」家庭も見られました。

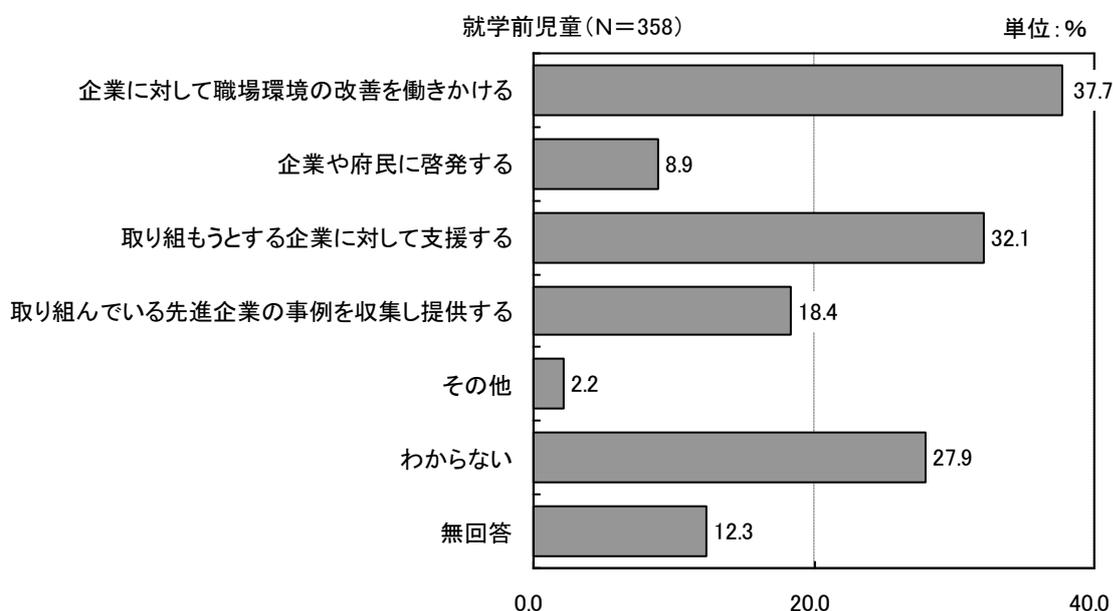
◆ 保護者の就労に対する現状について

保育園に子どもを預けている家庭の就労状況を見ると、父親は概ねフルタイムで働いていますが、母親の場合はパートやアルバイトが多く、フルタイムでの就労はわずか10%強に過ぎません。

実際、育児休業の取得状況では、「取得していない」との回答が77.4%と8割近くを占めており、その理由として、「制度を利用する資格がなかった」、「会社に育児休業制度がなかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「収入減となり経済的に苦しくなる」など、育児休業がとりにくい雰囲気が伝わってきます。

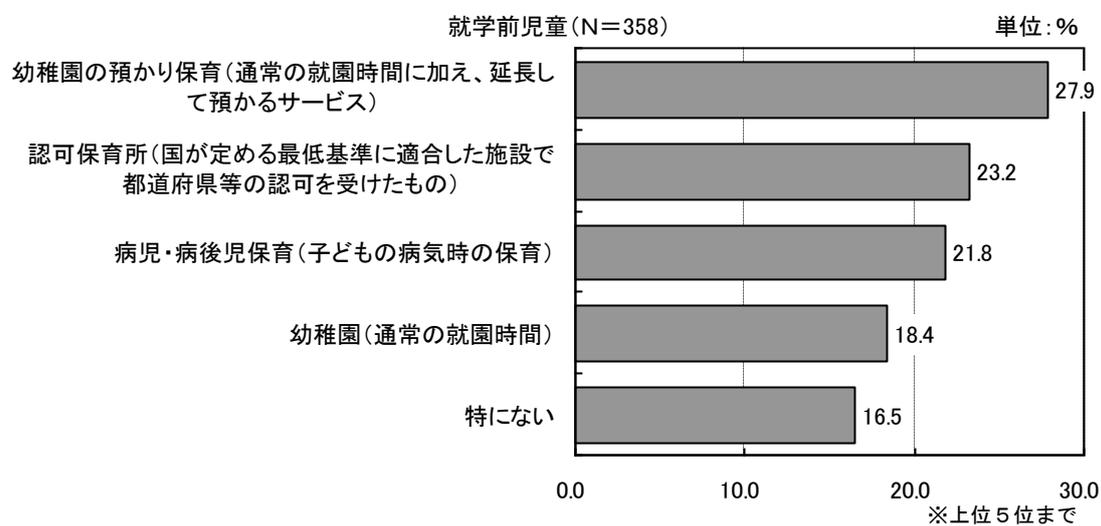
◆ 仕事と子育てを両立させるために取り組んで欲しい制度や支援策

勤務先の子育て関連制度の促進に向けて、行政に求められる主な取り組みについては、「企業に対して職場環境の改善を働きかける」、「取り組もうとする企業に対して支援する」、「取り組んでいる先進企業の事例を収集し提供する」となっています。



◆ 希望する保育サービスと保育内容

保育園等に対して希望する主な保育サービスの種類については、「幼稚園の預かり保育」、「認可保育所」、「病児・病後児保育」などとなっています。



### 第3章 太子町における子育て支援についての現状と課題

---

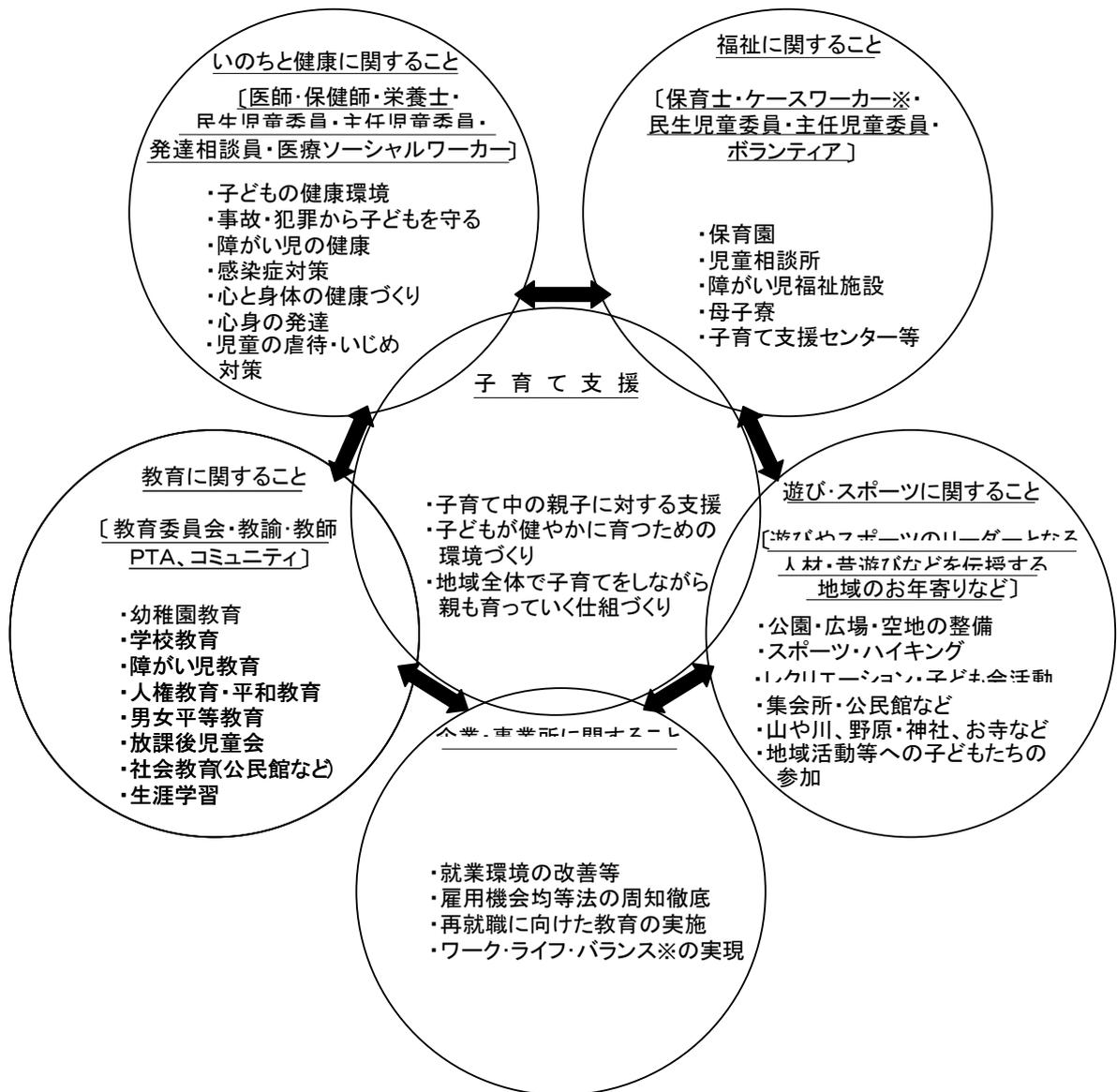


### 第3章 太子町における子育て支援についての現状と課題

《太子の子どもたちが豊かな自然と人々の中で、すこやかに感性豊かに育つために》

核家族化や地域コミュニティの希薄化が進む中、子育て中の母親の育児不安や孤立感の解消、子どもたちが健やかに育つために、子育て中の家庭だけではなく行政を始め、医療機関、保育園、幼稚園、学校など様々な機関や人々が相互に連携を取りながら地域社会全体で子どもを守り育てていくことが基本になります。

【太子町子育て支援の概念図】



※医療ソーシャルワーカー

保健医療分野におけるソーシャルワーカーであり、主に病院において「疾病を有する患者等が、地域や家庭において自立した生活を送ることができるよう、社会福祉の立場から、患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助し、社会復帰の促進を図る」専門職を指します。

※ケースワーカー

生活保護を受けている人に対して様々な働きかけをする職員や福祉事務所で現業を行う職員の通称です。

※ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスは、「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指します

# 1. 子育て家庭のタイプ別整理

地域全体で太子の子どもを守り育てていくといった視点で、子育て支援を行うためには、現在子育て中のそれぞれの家庭状況に合わせた支援が必要です。

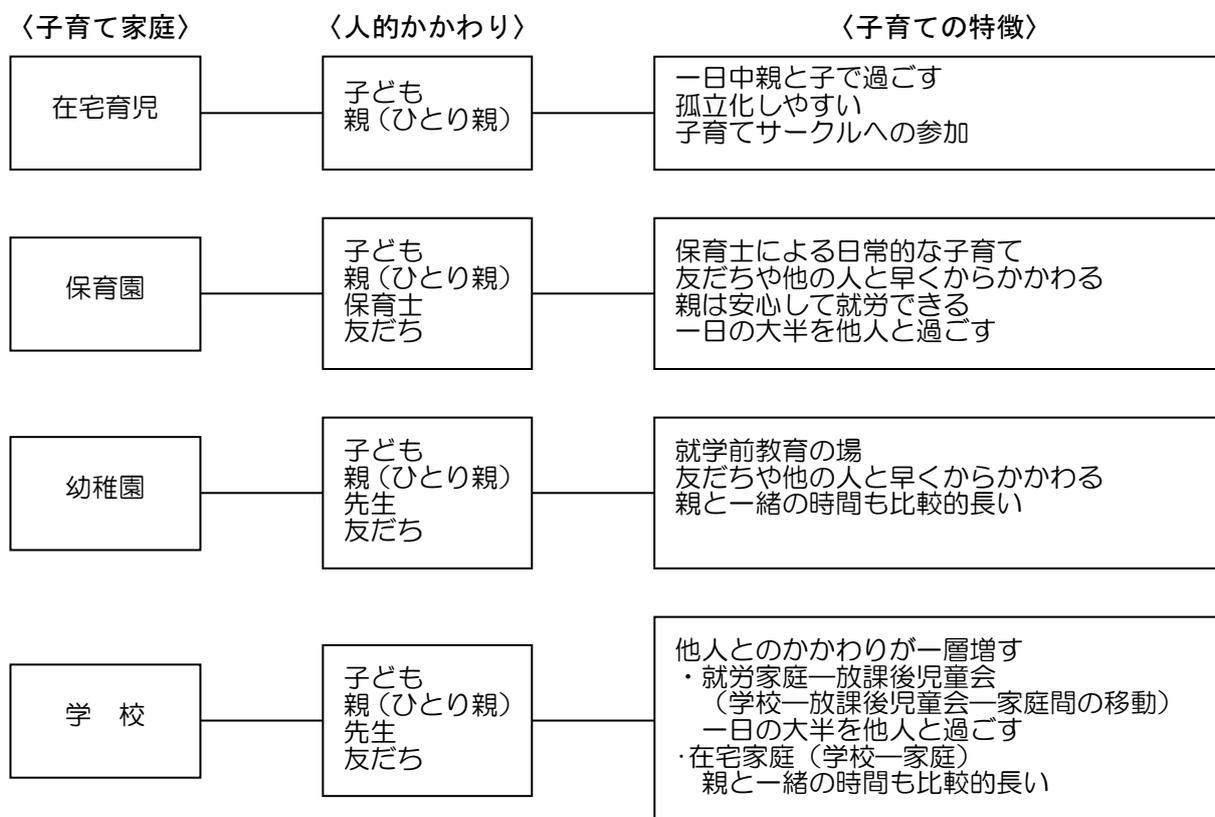
現在子育て中の家庭をタイプ別に整理し、それぞれの家庭の子どもを中心にした人とのかかわりについて整理しました。

まず、子育て家庭のタイプ別の整理に入る前に、子育て中の家庭全般にかかわる共通のニーズについて、平成21年3月に実施した「子育て支援に関するニーズ調査」の結果を踏まえて整理をしました。

## ○子育て家庭のタイプ別整理

- ①在宅で子育てをしている家庭
- ②保育園に子どもを預けて子育てと就労を両立している家庭
- ③幼稚園へ子どもを通わせている家庭
- ④学校へ通っている子どものいる家庭
- ⑤ひとり親等家庭

## ○タイプ別に見た子育て家庭と人とのかかわり方



## 2. 子育て家庭をタイプ別に見た子育ての現状と課題

前項で、子育て家庭をタイプ別に整理しましたが、この項ではそれぞれのタイプにおける子育ての現状と問題点を整理し、今後の計画に反映させていくために、それぞれのタイプに合った子育て支援について検討しました。

### (1) 在宅で子育てをしている家庭の現状と課題

#### ① 在宅で子育てをしている家庭の現状について

在宅で子育てをしている家庭では、基本的に親と子の結びつきが強く、特に日中は母親と子どもとで過ごす時間が長いことと、最近の少子化の中で、一人っ子世帯が多くなり、育児に不慣れな母親と子どもの2人だけの時間が大半を占めていることが予想されます。

母親にとっては子育てに対する不安や悩みに加え、親子とも人とのかかわりが少なくなっている中で、子育て相談体制の充実、子育て情報や子育てサークルなどの紹介など親子で参加できる仕組づくりが求められています。

在宅での子育て家庭の状況は、下表のとおりです。0歳から2歳児までの保育園を利用しない年齢の乳幼児をもつ在宅子育て家庭は、約70%から90%となっており、特に0歳児のいる家庭では90%となっています。

保育園及び幼稚園の通園児童の状況は下表のとおりとなっていますが、3歳児、4歳児、5歳児ではほとんどの家庭で保育園か幼稚園に通園しています。

現状から見ると、本町における在宅家庭については、0歳児から3歳児までの乳幼児を抱えた家庭への支援が重要になります。

これらは前期計画策定時と比べ、大きく変動があり、0～2歳時については在宅率が10%程度低くなり、3～5歳児にかけての就園率が高くなっており、特に3歳児においては30%ほど就園率が高くなっています。

このことから今後在宅率が下がり、就園率が上がる傾向にあるといえます。

【就学前児童の現況】

単位：人、%

	就学前児童数 (a)	保育園在籍 児童数(b)	幼稚園在籍 児童数(c)	保育園・幼稚園 在園児童数(b +c)	在宅児 (在宅の比率%)
					a-b-c
0歳児	105	11	0	11	90
1歳児	118	31	0	31	74
2歳児	103	31	0	31	70
3歳児	119	47	62	109	8
4歳児	144	58	79	137	5
5歳児	148	46	95	141	5
合計	737	224	236	460	38

資料：福祉室(平成21年5月1日現在)

## ② 今後の課題

本町の、在宅で子育てをしている家庭の約5割が就労意欲をもっていながら、「病気や怪我の時、面倒を見る人がいない」、「子どもと接する時間が少ない」、「急な残業など職場の理解が得られない」などの理由で就労を断念している様子がうかがえます。今後は、就労と育児の両立を目指している家庭への支援のあり方についての検討も必要です。

また、冠婚葬祭や保護者、家族が病気など緊急時に子どもの面倒が見られなくなった場合に、一時預かり保育やショートステイサービスなどの要望については、保護者の立場とあわせて子どもに与える影響といった両面から検討し、最も良い方法を考える必要があります。

また自発的に育児サークル等を行っている団体からは活動の場の提供や資金活動の助成等の支援の充実を求める声が出ています。

今後は、参加したいけれど遠くまででてこられない人たちや、新しい参加希望者のためにも、新たな活動の場づくりが必要になってきます。いつでも誰もが自由に参加できる仕組みづくりのため、地域の集会所などについても、地域の中で話し合いをもち有効な活用ができる方法を見つけていくことも重要です。

また、町内は二上山をはじめ豊かな自然に恵まれているとともに、都市公園をはじめ数多くの公園が整備されています。これらの自然環境や公園を活用して子どもたちが思いきり遊ぶことができるようにするために、運営のあり方や利用者のマナー向上を図るための話し合いを、住民との協働のもとで進めていく必要があります。

## (2) 保育園に子どもを預けて子育てと就労を両立させている家庭の現状と課題

### ① 保育園に子どもを預けている家庭の現状

保育園に子どもを預けている家庭では、保育士による日常的な子育てが行われ、親は安心して就労できる利点があり、子どもにとっても同年齢の子どもたちや他の人々と早くからかわることや、様々な体験ができる利点があります。

一方、子どもにとっては、一日の大半を他人と過ごすことによるストレスが予想され、特に低年齢の乳幼児の場合は配慮が必要になります。また、親や子どもが病気の時の対応についても、様々な視点からの支援についての検討が必要になります。

### ② 今後の課題

保育園に子どもを預けて就労と育児を両立させている家庭については、就労に関する課題と保育園の保育に関する課題があります。

就労に関する課題として、子どもが病気や怪我の時など安心して看護休暇が取れないことや、育児休業を取りにくい雰囲気職場内にあることなど、子育てと仕事の両立に対する職場内の理解のなさなどがあげられています。

今後は、男女がともに仕事と子育てを両立させることができるように、すべての事業所に対し、男女雇用均等法の周知徹底や情報提供などの支援策が必要です。

また保育園については、共働き家庭の増加などを背景に保育園に対するニーズが高まっています。このような多様なニーズに対応して特別保育の実施を推進していき、さらにサービスの質の向上やメニューを確保していくことが必要です。

### (3) 幼稚園に子どもを預けて子育てをしている家庭の現状と課題

就学前教育の場としての幼稚園は、同年代の子どもたちまた他の人たちとのかかわりや、様々な経験ができます。親にとっても、子どもが幼稚園に行っている時間を有効に使えることや、人とのかかわりも広がり親子とも比較的安定した環境にあるといえます。

#### ① 太子町における幼稚園の現状

本町には町立幼稚園と私立やわらぎ幼稚園の2園があり、平成 21 年度の園児数は 236 人となっています。園児は年々減少傾向にあります。

両幼稚園とも、基本的な生活習慣を身につけることを大切にして、日常保育を実施しています。

現在の子どもたちは、幼稚園に入園するまで同年齢や異年齢の友達と遊ぶことが少なく、幼稚園で初めて人とのかかわりがでてくる場合が少なくありません。そのため、あいさつができなかったり、人とのかかわりの中で、良いことと悪いことの判断ができなかったり、相手に対する思いやりなどが欠けている場合が見られます。幼稚園では、必要に応じてその時々のできるあいさつがきちんとできることや、集団としての決まりごとや約束が身につくこと、自分を大切にするとともに相手にも思いやりの心を持ち、自分の思いを自分自身の言葉で話すことができるなどの基本的な生活習慣が身につくための保育を実施しています。

また、自然に触れる機会をもてるよう農園活動を実施し、季節ごとの作物を育て、収穫した農作物をおやつや給食の食材などに活用しています。

両園とも、地域の子どもたちのために園庭及び園舎の一角を開放しています。

【幼稚園入園児数】

単位：人

	3歳児	4歳児	5歳児	合計
やわらぎ幼稚園	30	39	46	115
町立幼稚園	32	40	49	121
合計	62	79	95	236

資料：教育総務課(平成 21 年 5 月 1 日現在)

### ③ 今後の課題

幼児は、家庭を中心にした地域社会等とのかかわりの中で育っていきます。そのため、幼児教育においても幼稚園、家庭、地域社会がもつ教育的役割や少子化に対応した幼児の健全育成のあり方などを明確にして、それぞれの役割が十分に果たせるよう、相互の連携を密にしていく必要があります。

### (4) 放課後児童会に通っている家庭の現状と課題

子どもが学校へ通っている家庭については、在宅で子育てをしている家庭と就労家庭では事情が異なります。

就労家庭の子どもは、授業終了後放課後児童会へいくことになり、家庭と学校、放課後児童会を往復し、それぞれに異なった人たちと一緒に過ごす時間が長くなります。特に、1年生や2年生の低学年の児童については、環境の変化と人とのかかわりの中でのストレスが予想されます。

共働き家庭の増加や核家族化の進行に伴い、利用児童数も年々増加の傾向にあり、待機児童も増加しています。本町では、待機児童の解消を図るため平成22年度からは定員を拡大するなど、保護者のニーズを踏まえ、事業の充実に取り組むとともに、積極的に放課後児童会の整備に努めます。

#### ① 放課後児童会の現状

現在、磯長小学校区と山田小学校区の2か所に放課後児童会が開設され、小学校1年生から3年生までで約120名あまりの児童が利用しています。保護者とはその日にあったことや出欠などを連絡帳でやりとりし、事故がないように努めています。放課後児童会では、主に、宿題や遊び、おやつ、読書などで過ごしています。

#### ② 放課後児童会から帰宅時の安全について

放課後児童会から自宅まで遠い地域の児童が見られ、1～2年生の低学年の場合身体的負担になるとともに、事故などにもつながる恐れがあります。特に、冬季は日の暮れるのが早く、暗い中を帰宅するなど、指導員や保護者にとって不安があります。

事故防止の対策として、保護者のお迎えを基本とし保護者のお迎えができない場合については集団帰宅を徹底させるなど、指導員、保護者の連携を強化して安全対策に努めています。

さらに、帰宅途中の歩道整備や街灯設置など、より安全な環境整備もあわせて検討する必要があります。

### (5) ひとり親等家庭の現状と課題

本町のひとり親家庭は下表のとおりです。父子家庭、母子家庭がともに増加傾向にあります。母子家庭の場合の増加は著しいものがあり、就学前児童や未成年児童を抱える家庭は、圧倒的に母子家庭が多くなっています。

ひとり親家庭の問題は、家庭により状況が異なると思われませんが、経済面と子育てに関する両面からの支援が必要になります。

それぞれの家庭の実情を把握し、経済的支援、就労支援や育児支援、相談事業の充実など自立に向けた様々な支援やサービスの充実にむけて取り組む必要があります。

【太子町におけるひとり親世帯】(再掲)

単位：人、世帯、%

	全 計	父母子	父 子	母 子	祖父母 父母子	祖父 または 祖母 父母子	祖父母 父母子 他の親族	3世代 同居世帯 (計)	父母子 他の親族
平成2年世帯人員	10,769	5,201	59	287	1,317	1,351	529	3,197	127
世帯数	3,266	1,365	25	114	217	274	79	570	26
6歳未満児のいる世帯	536	345	2	8	88	38	49	145	5
構成比	16.4	25.3	8.0	7.0	40.6	13.9	62.0	25.4	19.2
6歳未満児人数	736	473	2	11	129	50	65	244	5
18歳未満児のいる世帯	1,399	871	8	37	195	175	76	446	20
構成比	42.8	63.8	32.0	32.5	89.9	63.9	96.2	78.2	76.9
18歳未満児人数	2,494	1,528	11	63	389	314	135	838	32
平成7年世帯人員	12,666	6,388	71	513	1,256	1,310	469	3,035	125
世帯数	4,014	1,690	29	204	206	263	70	539	26
6歳未満児のいる世帯	650	463	2	23	58	47	47	152	3
構成比	16.2	27.4	6.9	11.3	28.2	17.9	67.1	28.2	11.5
6歳未満児人数	902	645	2	28	81	68	64	213	4
18歳未満児のいる世帯	1,519	993	8	80	174	160	62	396	17
構成比	37.8	58.8	27.6	39.2	84.5	60.8	88.6	73.5	65.4
18歳未満児人数	2,760	1,793	10	123	344	307	119	770	31
平成12年世帯人員	14,053	7,333	90	674	1,129	1,268	328	2,725	173
世帯数	4,593	1,942	38	269	188	262	50	500	36
6歳未満児のいる世帯	724	558	—	31	54	43	27	124	6
構成比	15.8	28.7	(—)	11.5	28.7	16.4	54.0	24.8	16.7
6歳未満児人数	974	753	—	43	77	53	36	166	7
18歳未満児のいる世帯	1,660	1,182	6	85	148	143	45	336	24
構成比	36.1	60.9	15.8	31.6	78.7	54.6	90.0	67.2	66.7
18歳未満児人数	3,044	2,174	9	151	285	258	81	624	41
平成17年世帯人員	14,300	7,497	130	831	950	1,090	224	2,264	177
世帯数	4,833	1,972	56	332	160	224	34	418	38
6歳未満児のいる世帯	644	512	1	31	43	21	18	82	15
構成比	13.3	26.0	1.8	9.3	26.9	9.4	52.9	19.6	39.5
6歳未満児人数	867	697	1	39	58	28	25	111	16
18歳未満児のいる世帯	1,644	1,195	13	119	115	113	30	258	28
構成比	34.0	60.6	23.2	35.8	71.9	50.4	88.2	61.7	73.7
18歳未満児人数	3,010	2,222	21	211	212	201	53	466	40

資料：国勢調査

## (6) 障がいのある子どもがいる家庭の現状と課題

障がいについては、早期発見・早期対応が大切だといわれています。母子保健・乳幼児健康健診を充実し、子どもの時から適切な支援を行うことが将来の自立と自己実現につながり、様々な機関が連携して子どもの将来の自立に向けて発達を支援することが重要です。

そのためには、障がいのある子どもを育てている家族に対し、子育てや障がいに対する不安感や負担感を和らげるよう、家族が相談しやすい状況をつくるとともに、子どもの障がいについて正しく受け止められるようなきめ細やかな支援が必要です。

町立学校では、ノーマライゼーション<sup>※</sup>の理念のもと、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの児童・生徒の相互理解の促進や障がいのある児童・生徒の社会参加と自立を目指し「ともに学び、ともに育つ」障がい教育の推進に努めています。

また、児童・生徒の障がいの状況等に応じた組織的、計画的な指導・支援が行われるよう、個別の教育支援計画及び指導計画を作成し、保護者とともに福祉・医療等関係機関との連携を進めています。

そして、各学年に応じた計画の中で様々な障がいについての理解を図り、「心のバリアフリー」を学年の取り組みとして行い、目に見えない障がいについても考えるようにしています。

町立中学校では、福祉の授業を受講している生徒を対象に、思春期における保健・福祉体験事業を実施しており、大きな教育効果を上げています。

人権教育も全教科、全領域にまたがり実践され、福祉教育の一環として、手話講座も開講し、道徳教育の実践の中で「違いを認め、共に生きていこうとする力」「自尊感情」「生命を尊重する心」を育成しています。

今後は、現在の取り組みを継続していくとともに、発達障がいなど、特別に支援を要する子どものための教育のあり方を検討する必要があります。

### ※ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考えです。また、そのような人々がスムーズに社会参加できるような環境の成立を目指す活動、運動のことを指します。



## 第4章 基本理念と基本目標、基本施策

---



## 第4章 基本理念と基本目標、基本施策

---

### 1. 基本理念

**すべての子どもたちが、  
豊かな歴史環境、恵まれた自然環境の中で、  
“いのちの大切さ”と、“生きることの素晴らしさ”を実感し、  
地域ぐるみで感性豊かに育てるまち — 太子 —**

近年の少子化・核家族化の進む中で、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つための環境づくりが重要になっています。子どもを育てている家庭の状況は、家族構成、親の就労状況、地域環境、住宅環境など様々な形態があり、それぞれの生活サイクルの中で、子どもを生き育てています。

太子町には、聖徳太子ゆかりの地として、聖徳太子御廟をはじめ天皇陵や数多くの古墳群が分布している大阪府内でも有数の歴史遺産の宝庫として知られています。

また、二上山をはじめ、金剛山・葛城山に接した豊かな自然に恵まれた町です。

このような歴史遺産と自然環境に恵まれた中で、子どもたちがそれぞれの成長過程で様々な経験を通して、“いのちの大切さ”や“生きることの素晴らしさ”の意味や大切さを体験できる環境づくりが求められています。

核家族の増加や地域コミュニティの希薄化の中で、特に親の子育て力の低下が言われ始めている中で、どのように子どもたちの人権を大切にしながら健やかに育てていくのが、改めて問い直されています。

子どもたちが地域社会の中で、豊かな感性をもち健やかにのびのびと育つためには、子育て中の家庭だけではなく、保育園や幼稚園、学校をはじめ地域ぐるみで子どもを見守り育てていくことができるようなまちづくりを目指していきます。

太子町の子どもたちが、豊かな自然と地域の人たちに見守られ健やかに育つために、基本理念を「すべての子どもたちが、豊かな歴史環境、恵まれた自然環境の中で、“いのちの大切さ”と、“生きることの素晴らしさ”を実感し、地域ぐるみで感性豊かに育てるまち— 太子 —」と定めます。

## 2. 基本的視点

すべての子どもが、地域の宝としてすべての人に愛され大切にされて健やかに育つことを願い、基本的視点を「子どもが地域の宝として大切にされ、地域の中で見守られながら健やかに育つ視点」とし、国の方針を踏まえた8つの視点を元に各個別施策を推進します。

### ■ 子どもの視点

子どもは社会の様々な環境の影響を受けながら成長していくものです。子どもはみんなの大切な宝であることを認識し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利・利益が最大限に尊重されるよう配慮した環境づくりを進めます。

### ■ 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となり、未来の太子町のまちづくりを担う存在であることを十分認識し、その役割を担う子どもを生み育てることに夢や希望、喜びを与えるような施策の推進を図ります。

### ■ サービス利用者の視点

子育てをするすべての家庭が必要に応じて適切なサービスを利用することができ、安心感をもって子育てができるよう、利用者の立場にたった総合的な子育て支援施策の推進を図ります。

### ■ 社会全体による支援の視点

父母その他の保護者が子育てについての責任を有するという基本的認識のもとに、国及び府・市はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で包括的に取り組む視点が必要となっています。様々な担い手の協働のもとに推進を図ります。

### ■ 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、住民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして、社会全体の運動として進められています。こうした取り組みにおいては行政や企業をはじめとする関係者が連携して進めることが重要で、地域の実情に応じた展開を図ります。

### ■ サービスの質の視点

仕事と家庭の両立支援という観点からの支援だけではなく、広くすべての子どもと家庭が必要に応じて適切なサービスを利用することができるよう、総合的な子育て支援施策を推進するとともに、そのためのサービス提供基盤の充実、サービスの質の向上、サービスの質の確保及び維持等子育ての環境整備の推進を図ります。

■ すべての子どもと家庭への支援の視点

少子化や核家族化など社会環境の変化に伴い、子育ての不安や孤立化、児童虐待やいじめなど、子どもや子育てを取り巻く様々な問題が生じています。子育てと仕事の両立支援に留まることなく、子どもや子育て家庭の抱える様々な問題に対応できるように、すべての子どもとその家庭に対する支援を進めます。子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進を図ります。

■ 地域における社会資源の効果的な活用の視点

保育園などの公的な子育て支援の充実に加え、地域住民が協働して子どもを見守り育てる子育て支援を推進し、地域の子育て機能や教育力の向上を図ります。

### 3. 基本目標

基本理念を実現するために、基本目標を以下のとおり定めます。

#### (1) 子どもが健やかに、心豊かに育つための支援

現在、子どもたちは塾通いやクラブ活動などで忙しく、外で思いきり遊ぶ機会や習慣が減少しています。以前は、路地や里山など子どもたちが日常的な遊び場としてきた場所で子どもたちを見かけることが少なくなってきました。

また、少子化や核家族化の増加で、子どもの生活基盤の脆弱化<sup>ぜいじやくか</sup>と、子どもの発達の糧である人間関係の深みと広がり<sup>ひろがり</sup>の乏しさを補うため、かつては自然発生的にあった、大勢のきょうだいや、地域の異年齢の遊び友達で構成される子どもの「群れ」を地域に蘇生させ、子どもの発達の観点から望ましい生活スタイルを創造していきます。

地域全体で、子どもたちを育てていくといった視点で、様々な人たちの見守る中で、健やかに、心豊かに育つための支援システムの充実と、太子町の豊かな自然環境や公園などで子どもたちが思いきり遊ぶことができる環境づくりと、公民館や地域の集会所などを子どもたちの活動拠点として活用できる仕組づくりを、住民との協働のもとで進めます。

#### (2) 子どもを安心して産み、育てることができる支援

地域の子育て機能の低下や、人間関係の希薄化が進む中で、母親が安心して妊娠・出産できる環境づくりや、低年齢児の子育て支援の一環として、適切な子育て情報の提供や託児ボランティア、育児相談、保育サービス、放課後児童会など、子育てに関係する様々な機関が連携し、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

地域の中に、子育て中の親子が、いつでも自由に行くことができ、そこに行けば共通した悩みをもつ人たちに出会える場や親子で遊べる場の創出、親の育児不安の解消や仲間づくり、自分磨き、リフレッシュなど子育て中の親への支援など、総合的できめ細やかな支援を行います。

また、子育てと仕事の両立のための支援施策として、保育サービスの充実や男性の子育て参加、就業環境の改善などの支援を進めます。

さらに、ひとり親家庭に対して、就労支援や相談体制の充実、経済的支援など、自立のための支援を推進していきます。

### (3) 子どもの人権が尊重されるまちづくりの推進

「児童の権利に関する条約」では、子どもの養育発達について、社会的・行政的に責任をもつことを明示するとともに、年齢と成熟度に応じて子ども自身が、「権利を行使する主体」として、自由に自分の意見を表明する権利（「意見表明権」）をもつことを表明しています。

太子町の子どもたちをいじめや虐待、体罰、セクシュアル・ハラスメントなどから守り、健康で明るく育ち、子ども自身の意思が尊重されるよう、関係機関が連携を図り、すべての子どもの人権尊重と権利擁護が推進されるまちづくりを目指します。

また、障がいのある子どもや難病を抱える子どもが、ノーマライゼーションの理念に基づき、すべての子どもが地域社会で障がいのない人と同じように生活し、自由に社会活動に参加できる平等な社会を地域ぐるみで実現することを目指します。

### (4) 安心・安全なまちづくりの推進

子育て中の親や子どもたちが、安心して外出し、社会の様々な分野に参加・活動できるようにするためには、社会に存在する様々な障がい、とりわけ行動を妨げるものの改善を図っていきます。

町内にある様々な建築物、道路や公園、公衆便所など障がい者（児）や子ども連れでも安心して外出できるように環境整備を進めます。

さらに、子どもたちを交通事故や犯罪から守るために、通学路の歩道整備や街灯の設置等を進めるとともに、常日頃から隣近所の顔が見える地域づくりを通して、地域全体での防犯対策などの取り組みを進めていきます。

## 4. 基本施策

### (1) 子どもの健やかな成長支援

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、次代の「親」となる子どもが力強く、心豊かに生きる力を身につけることができるように、地域の中で子どもたちが様々な遊びや地域活動に参加することを通して、仲間づくりができるよう、居場所や遊び場づくりを進めるとともに、親もともに育つ仕組みづくりを進めていきます。

### (2) 子どもの個性と創造性を育む環境整備

子どもの個性を伸ばし、主体性や創造性を育みながら成長できる環境を整えるため、学校をはじめとする教育環境の整備に努め、学校教育の充実や家庭教育への支援を図ります。

また、妊娠、出産から乳幼児期を通じて母子の健康確保、及び育児不安を軽減するための相談・指導サービスや、乳幼児医療の充実、障がいのある児童・生徒の療育体制などの整備を図るとともに、思春期の保健対策や食育に関する取り組みを進めます。

### (3) 地域の子育て相談・支援体制の充実

少子化や核家族化の進行する中、地域社会の中で人々のかかわりが希薄化し、家庭や地域の子育て力が低下している中で、子育てに対する悩みや不安を抱える家庭が増加しています。

初めて子どもを産み育てる家庭や、育児に不安や悩みをもっている家族に対し、育児の専門家によるサポート体制の確立や相談体制の充実、子育てに対する適切な情報の提供、いつでも、どこでも、誰もが利用できる交流の場や子育て支援拠点の整備、子育て中の親の社会参加への支援体制の充実を図ります。

### (4) 子育てと仕事の両立支援

女性の就労の増加に伴い共働き世帯が増加している中、男女がともに子育てと仕事、家庭、地域活動をはじめその他の活動の両立を容易にできるようにするために、育児・介護休業などを取りやすく、職場に復帰しやすい就労環境の改善が不可欠です。

職業能力を高める学習の機会や情報提供を行い、再就職を促進するための再教育システムを構築します。

また、就労形態の多様化に対し、多様で柔軟な保育サービスの充実や保育情報の提供を推進します。

さらに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を図ります。

#### (5) ひとり親家庭への自立支援の推進

ひとり親家庭については、それぞれの家庭の実情を把握し、プライバシーに配慮しながら、子育てや家事等の家庭機能を擁護し、就労支援などの経済的自立を柱に据えて、民生委員・児童委員や関係機関と協力した相談体制の充実を図ります。

#### (6) 子どもの人権と権利擁護の推進

太子町の子どもたちをいじめや虐待、体罰、セクシュアル・ハラスメントなどから守るため、学校、保育園・幼稚園等の教育・保育機関をはじめ、生涯学習教育などあらゆる機関での人権教育を推進します。

また、児童の虐待を未然に防止するためのネットワークの機能強化を図るとともに、児童相談体制の整備強化を図るなど、保健センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、保育園・幼稚園、学校など関係機関が連携を図り、すべての子どもの人権尊重と権利擁護を推進します。

#### (7) 障がいのある児童・生徒の施策の充実

障がいのある児童・生徒が地域の中でともに学び育つための環境整備と、障がいのある子どもが地域の子どもたちと一緒に様々な活動に参加する機会を創出し、「心のバリアフリー」を目指していきます。

保育園・幼稚園、学校教育、卒業後とそれぞれの成長過程において、一人ひとりの障がいの状態に応じて継続して適切な支援を行うため、教育相談の充実を図り、就学指導や進路指導、養護教育の充実を図ります。

また、発育や発達の遅れ等の早期発見・早期治療の徹底を図るとともに、療育相談や機能訓練等の充実を図ります。

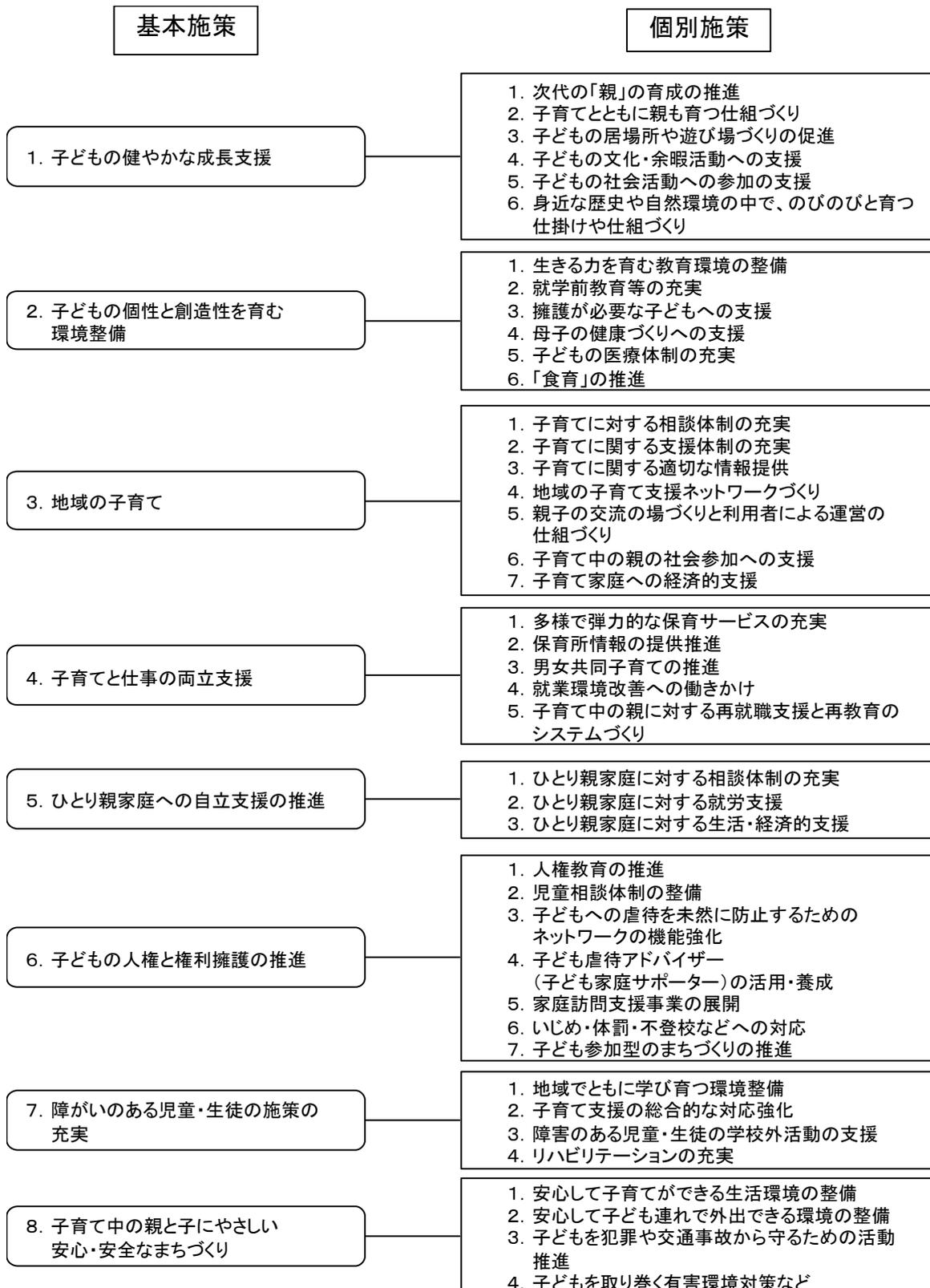
#### (8) 子育て中の親と子にやさしい安心・安全なまちづくり

妊産婦や子育て中の親や子ども、障がい者（児）をはじめ、あらゆる人が安心して外出できるよう、道路、公共施設等の段差等を無くし、すべての人が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

特に、子どもたちを交通事故や犯罪などから守るために、通園や通学で利用する歩道整備や街灯の設置、いつでも安心して利用できる公園の整備などを推進するまちを目指します。

また、子どもたちを犯罪や悪影響を及ぼす恐れのある有害な環境から守るための対策を、行政をはじめ住民が一体となって進めていきます。子育て中の親や子どもたちが、安心して外出し、社会の様々な分野に参加・活動するためには、社会に存在する様々な障がい、とりわけ行動を妨げるものの改善を図っていきます。

## 5. 施策体系



## 第5章 個別施策

---



## 第5章 個別施策

### 1. 子どもの健やかな成長支援

#### 【基本施策】

#### 1. 子どもの健やかな成長支援

#### 【個別施策】

- 1-1. 次代の「親」の育成の推進
- 1-2. 子育てとともに親も育つ仕組づくり
- 1-3. 子どもの居場所や遊び場づくりの促進
- 1-4. 子どもの文化・余暇活動への支援
- 1-5. 子どもの社会活動への参加の支援
- 1-6. 身近な歴史や自然環境の中で、のびのびと育つ仕掛けや仕組づくり

次代の「親」を育成するためには、子育て中の親の世代の人たちが、楽しく喜びをもって子育てができる環境づくりが不可欠です。

地域の子育て経験をもつ先輩や専門家などから、子育ての教訓や知恵の伝承などを行うことで、子育てに生きがいをもつことができ、「親」として成長していくことで、次世代の子どもたちがまた、それを引き継ぎ次世代の「親」の育成へと循環していくことができます。

#### 1-1. 次代の「親」の育成の推進

次世代を担う子どもたちが、地域の中で様々な年代の人たちとの触れ合いや地域活動を通して、家庭の大切さや子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもたちが地域の一員としての自覚と責任をもって行動できる社会性を育むための取り組みを進めます。

また、乳幼児と接する機会の少なくなっている思春期の子どもたちに、乳幼児に接する機会を設け、父性・母性の育成や命の尊厳を知る視点からも、現在中学生を対象に実施している保健・福祉等体験事業を継続・発展させていきます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
1	福祉教育及び福祉体験学習の推進	地域に暮らす、すべての住民がともに支え合い、一人ひとりが生きる喜びを味わうことができるよう中学生を対象に障がい者（児）施設での職業体験、車いす体験、特養訪問等を行います。	継続	教育総務課 （教育総務G）

※担当課の（ ）書きについては、平成22年度以降の予定担当部署です。Gはグループです。以下同様です。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
2	思春期における保健・福祉体験事業	乳幼児に接する機会の少なくなった思春期の中学生に乳幼児と触れ合う機会を設け、父性・母性を育てることを目的に保健・福祉体験事業を実施します。	継続	保健センター (健康増進G) 教育総務課 (教育総務G)
3	子ども会活動	町内の単位で子ども会の育成と振興を図り、地域で子どもを育てる仕組づくりを推進します。	継続	生涯学習課 (生涯学習G)
4	スポーツ・レクリエーション事業	既存のイベントや大会、スポーツ普及活動、各種スポーツ教室を実施し、スポーツ振興を推進します。	継続	生涯学習課 (生涯学習G)
5	家庭の日のハイキング	家族がふるさとの道を歩く体験を共有することで家族や地域の触れ合いの機会とします。	継続	生涯学習課 (生涯学習G)
6	世代間交流保育事業	地域の高齢者と子どもの交流を推進します。	継続	福祉室 (福祉G)

#### ※方向性の種別について

新規	・新たに前期計画策定以降に実施した事業
継続	・質、量ともに前期計画と概ね同様の展開をする事業
拡充	・人員など量的に事業を拡大、もしくは質的に充実させる事業
見直し	・内容の大幅な見直し、もしくは人員など量的に事業を縮小させる事業（本計画において該当なし）

以下の記述においても同様です。

#### 1-2. 子育てとともに親も育つ仕組づくり

地域ぐるみで子育てを行える環境づくりのため、子育ての教訓や知恵の伝承ができる場づくりや、地域の子育て経験者や専門家などの人材の発掘を行い、地域の祭りやイベント活動の準備段階から、お年寄りから子育て世代の人たち、子どもまで世代を超えた人たちが参加・交流する中で、子育ての知恵や大人としての自覚が育つ仕組づくりを進めます。

また、子どもたちから尊敬され、子どもたちが将来そのようになりたいと思われる親になるために、人としてのマナーや大人としての自覚を身につけるため、親育て、子育てに関する講演活動などを、イベントや地域活動に盛り込むことで、楽しく身につけていく仕組づくりを進めます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
7	子ども会活動	No.3再掲	継続	生涯学習課 (生涯学習G)
8	スポーツ・レクリエーション事業	No.4再掲	継続	生涯学習課 (生涯学習G)

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
9	子育てサービスに関する情報提供	子育てに関するサービスや遊びの場等の情報を、ホームページや広報を通じて情報提供を行います。	継続	保健センター (健康増進G) 福祉室 (福祉G)
10	両親教室	出産、子育てにかかわる知識や情報を提供し、妊娠期から友達づくり、父親の育児参加を促します。	継続	保健センター (健康増進G)
11	たんぽぽ広場	未就園児とその保護者を対象に育児教室、育児相談、園庭開放、保健指導、食育指導を実施します。	継続	教育総務課 (教育総務G) 生涯学習課 (生涯学習G) 幼稚園 (学務指導G) 保健センター (健康増進G)
12	文化祭	日頃取り組んでいる、芸術、文化活動での成果や作品を発表する機会として文化祭を実施します。	継続	生涯学習課 (生涯学習G)
13	親子体操教室	親子で体を使った遊びの交流をします。	継続	生涯学習課 (生涯学習G)
14	夏休み親子映画会	大人と子どもの触れ合いを目的に実施します。	継続	太子町人権協会 子どもの人権を守る会 住民生活課 (住民人権G)
15	子育てボランティアの育成	子育てボランティアを育成し、保健センター事業における託児や教室スタッフとしての参加協力を得ています。	継続	保健センター (保健増進G)
16	人権啓発推進大会講演会	子どもの人権を含め「誰でも、自由に、平等に」対話することを前提としてすべての人の権利が尊重されるよう啓発に努め、人権問題の根本的解決を目指して「人にやさしいまちづくり」を進めることを目的として実施します。	継続	太子町人権協会 住民生活課 (住民人権G)
17	ふれあいTAISHI	「みんなで遊ぼう」をメインテーマに、ステージ、模擬店、体験ゾーンの3つで構成される交流イベントを通じ子どもから大人までの触れ合いの場づくりに取り組みます。	継続	生涯学習課 (生涯学習G)
18	太子聖燈会	聖徳太子御廟のある叡福寺を中心に聖徳太子の和の精神を尊び、1万個のろうそくが燈され子どもたちの郷土意識の醸成に寄与します。	新規	地域振興防災室 (にぎわいまちづくりG)
19	竹内街道灯路祭り	竹内街道の「にぎわいづくり」とともに風情あるたたずまいを次代に継承します。「灯路祭り」は灯ろうを沿道に並べライトアップし「再発見と地域の魅力づくり」の契機とし、地域の子もたちが自然と歴史に関心をもつような仕組づくりを行い、街道に親しむ機会を提供します。	新規	建設農林課 (にぎわいまちづくりG)

### 1-3. 子どもの居場所や遊び場づくりの促進

高齢者から子育て中の親や子どもたちが、いつでも参加し交流できる場として、また、雨の日や寒い日でも子どもたちが思いきり遊べる場所として、地域の集会所などの活用を地域住民の話し合いのもとで進めます。

また、公園は子どもにとって安心して遊びのできる場であり、親子や地域の子ども同士のコミュニケーションの場でもあります。今後も引き続き遊具の安全確保を図るとともに、誰もが自由に利用できるようバリアフリーなどに配慮した公園施設の充実に努めます。

今後、太子町の豊かな自然と緑を生かし、親と子がいつでも楽しく利用でき、子ども同士が思いきり遊べる環境整備を図り、子どもの成長を支援する施策を展開します。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
20	たんぽぽ広場	No.11 再掲	継続	教育総務課 (教育総務G) 生涯学習課 (生涯学習G) 幼稚園 (学務指導G) 保健センター (健康増進G)
21	こんぺいとう広場	未就園児童とその保護者を対象に保育園の園庭開放を行い、育児相談やミニ講座を実施します。	継続	保健センター (健康増進G)
22	公園施設の充実	公園や広場は、子どもたちが安心・安全に遊ぶことができるよう、定期的に遊具等の点検を行います。	継続	まちづくり推進課 (地域整備G)
23	公園のバリアフリー化	誰もが自由に安心して利用できるようバリアフリーなどに配慮した公園施設の充実に努めます。	継続	まちづくり推進課 (地域整備G)
24	小学校の校庭開放	一部の小学校の校庭を放課後に開放します。	継続	生涯学習課 (生涯学習G)
25	すこやかホール開放	1歳から4歳までの親子にすこやかホールを開放し、仲間づくりの場の提供を行います。	継続	保健センター (健康増進G)
26	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター事業)	子育て家庭等に対する育児不安等についての相談、子育てサークル等への支援、遊びの教室、子育ての情報提供等を実施し地域の子育て家庭に対する育児を支援します。	拡充	福祉室 (福祉G)

#### 1-4. 子どもの文化・余暇活動への支援

子ども自らが遊びをつくり出せるようになるために、子どもとともに遊びを創造することのできる遊びのプロを養成し、遊びを通して子どもたちがリーダーに成長する仕組づくりに取り組めます。

今後も、子どもたちをはじめ太子町に暮らす人々が、本物の文化芸術に直に触れることによって、豊かな感性を育むことができるよう、音楽など質の高い文化芸術を鑑賞できる機会の提供を検討します。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
27	子ども会活動	No.3再掲	継続	生涯学習課 (生涯学習G)
28	文化祭	No.12再掲	継続	生涯学習課 (生涯学習G)
29	歴史資料館事業	小中学生の郷土理解につながる事業を実施します。学校主催の支援活動です。	継続	生涯学習課 (生涯学習G)
30	太子町リーダー会	町内の中学生以上の青少年で構成された青少年団体である太子町リーダー会が、野外活動などを通じ小学生を中心とした事業を展開します。	継続	生涯学習課 (生涯学習G)
31	図書室の整備、充実の推進	図書室の整備充実を推進します。すべての子どもたちに、読書のきっかけとなる様々な場や親子で親しむ機会を提供し、本の楽しさを伝え図書室の利用を促進します。	拡充	生涯学習課 (生涯学習G)
32	竹内街道灯路祭り	No.19再掲	新規	建設農林課 (にぎわいまちづくりG)
33	大道旧山本家住宅事業	町内の古民家を保存し、町民の体験学習等に利用することによって、郷土文化の理解を深めます。また、展示会、発表会、コンサートや体験学習の場として活用します。	新規	生涯学習課 (生涯学習G)

#### 1-5. 子どもの社会活動への参加の支援

子どもの時から地域社会の一員として、放課後や休日に子どもたちが、地域の人たちと一緒に、自治会活動などの地域づくりに参画して、地域で子どもたちが育つ仕組をつくり、子ども会活動等の運営に地域の人たちが参加する仕組を支援していきます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
34	子ども会活動	No.3再掲	継続	生涯学習課 (生涯学習G)

## 1-6. 身近な歴史や自然環境の中で、のびのびと育つ仕掛けや仕組づくり

近年では、多様な玩具やテレビゲームなどが氾濫し、かつては子どもたちの身近な遊び場であった路地や里山から子どもたちの姿を見かけなくなっていました。豊かな緑と自然環境に恵まれた太子町で、木登りや泥んこ遊びなど思いきり身体を動かして遊ぶための環境づくりと、安心して遊べる公園の環境づくりを行政と住民の協働で行うような仕組づくりを行います。

太子町は、歴史遺産や文化財等に恵まれており、幼児期から身近に触れる機会が多くあります。これらの豊富な歴史遺産や文化財などに触れる機会の中で、心豊かな個性と想像力にあふれた子どもたちを、地域ぐるみで育てていく仕組づくりを行います。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
35	公園施設の充実	No.22 再掲	継続	まちづくり推進課 (地域整備G)
36	公園のバリアフリー化	No.23 再掲	継続	まちづくり推進課 (地域整備G)
37	歴史資料館事業	No.29 再掲	継続	生涯学習課 (生涯学習G)
38	親と子の水辺の学校	指導者のもと、親と子どもにより水生動物を採取し、水辺の環境を調べることにより、環境への意識の向上を図ります。	継続	大和川水環境協議会【太子町住民生活課】 (住民人権G)
39	二上山岳のぼり	清掃をしながら山登りをします。町の自然を守る会会員や一般の参加者、子どもたちも参加します。岳のぼりは、昔から続くと伝えられている行事で、伝統行事として受け継ぎます。	継続	建設農林課 (地域整備G)
40	大道旧山本家住宅事業	No.33 再掲	新規	生涯学習課 (生涯学習G)
41	アドプトリバー唐川	多くの方がホテル観賞に訪れ、昔を懐かしむ人や初めて見る子どもたちの声が飛び交い、幻想的な夜を楽しみます。	新規	建設農林課 (地域整備G)

## 2. 子どもの個性と創造性を育む環境整備

### 【基本施策】

#### 2. 子どもの個性と創造性を育む環境整備

### 【個別施策】

- 2-1. 生きる力を育む教育環境の整備
- 2-2. 就学前教育等の充実
- 2-3. 擁護が必要な子どもへの支援
- 2-4. 母子の健康づくりへの支援
- 2-5. 子どもの医療体制の充実
- 2-6. 「食育」の推進

子どもたち一人ひとりが、それぞれの個性を伸ばし、主体性や創造性を育みながら成長できる教育環境の整備と、学校教育の充実や家庭教育への支援を図ります。

#### 2-1. 生きる力を育む教育環境の整備

基礎的・基本的な学習を確実に身につけるため、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力を育成し、問題解決力や社会への対応力を養うため、一人ひとりの子どもに応じた、きめ細やかな指導を行うとともに、子どもたちが学ぶことの楽しさを実感でき、学習意欲を高める授業を推進します。

また、子どもたちの豊かな人間性や社会性、いのちの大切さを育むために、道徳教育や人権教育の中で、思いやりの心やお互いに助け合う心を育てるとともに、健康でたくましく「自立する」子どもを育てる教育環境の整備を進めます。

太子町は、豊かな自然や数多くの歴史的文化遺産に恵まれた風土の中で、地域と学校とが連携し合い、開かれた学校づくりを進め、「郷土愛」を育て、心豊かな人間教育を進めるための教育内容・教育環境を推進します。

子どもや家庭、地域への継続的な意識啓発等により、校内暴力や少年非行などの問題行動の未然防止に努めます。

また、学校内での児童・生徒指導体制を強化するとともに、関係機関の連携によるサポート体制づくりを進め、問題の早期解決に向けた対策を推進します。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
42	福祉教育及び福祉体験学習の推進	No.1 再掲	継続	教育総務課 (教育総務G)

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
43	思春期における保健・福祉体験事業	No.2再掲	継続	保健センター (健康増進G) 教育総務課 (教育総務G)
44	歴史資料館事業	No.29再掲	継続	生涯学習課 (生涯学習G)
45	大道旧山本家住宅事業	No.33再掲	新規	生涯学習課 (生涯学習G)
46	青少年問題協議会	青少年問題協議会を通じて、各関係機関と連携を図り、青少年の健全育成に対する理解を促進します。	継続	生涯学習課 (生涯学習G)
47	青少年指導委員会	青少年の健全育成のための事業や、子どもを守る活動を実施します。	継続	生涯学習課 (生涯学習G)
48	教職員人権研修の充実	教職員の人権感覚を研ぎ澄まして、子どもたちの指導にあたります。	継続	教育総務課 (教育総務G)

## 2-2. 就学前教育等の充実

幼児期には、同年代の子どもたちとの遊びや集団活動、また、地域の様々な年代の人との触れ合いの中で、基本的な生活習慣や社会的なルールを身につけるとともに、いのちの尊さや自尊感情、他人を思いやる心、豊かな感性、創造性などを育み、人間形成に必要な資質を培います。

また、地域の中で同年齢、異年齢の子どもたちや大人とのかかわりをもつ中で、人の話をきちんと聞くことができ、自分の思いをきちんと話すことができることなどの対話力やコミュニケーション能力の育成に努めます。

幼稚園と保育園が教育機能の向上に努め、教育・保育内容の整合性を確保するための相互交流を行うとともに、幼稚園・保育園の年長組の子どもたちと小学校低学年との触れ合いと、学校生活の場に慣れるための取り組みを進めるために、幼稚園と保育園、小学校の連携を推進します。

また、小学校高学年の子どもたちと、中学生との触れ合いを進めるために、小学校と中学校の連携を進めます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
49	子ども会活動	No.3再掲	継続	生涯学習課 (生涯学習G)

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
50	たんぼぼ広場	No.11 再掲	継続	教育総務課 (教育総務G) 生涯学習課 (生涯学習G) 幼稚園 (学務指導G) 保健センター (健康増進G)
51	こんぺいとう広場	No.21 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
52	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)	No.26 再掲	拡充	福祉室 (福祉G)
53	幼稚園・保育園・小学校の連携	保育・教育について共通理解が図れるように、保育園と幼稚園、幼稚園と小学校との交流を図ります。	継続	教育総務課 (教育総務G) 福祉室 (福祉G)
54	おはなしひろば	絵本の読み聞かせや人形劇などをとおして本への興味、感心をもってもらいます。	拡充	生涯学習課 (生涯学習G)

### 2-3. 擁護が必要な子どもへの支援

様々な事情で親と一緒に生活できない子どものために、富田林子ども家庭センターと児童福祉施設等が連携し、施設における心のケアや家族環境調整等施設機能の強化、児童自立支援施設における教育環境の整備、及び里親の活用などを促進するとともに、地域の人たちの援助を得ながら、子どもの自立を支援します。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
55	要保護児童対策地域協議会	児童虐待等の要保護児童の問題に対し、地域の各関係機関及び団体が連携を密にし、児童虐待等の予防、早期発見から要保護児童とその家族への援助にいたるまで、有機的な連携に基づいた援助方策、援助システムを検討し虐待の予防等を推進します。	継続	福祉室 (福祉G)
56	児童虐待に関する意識の普及啓発	広報やホームページを通じてのPRや啓発パンフレットにより虐待防止意識の高揚を図ります。	継続	福祉室 (福祉G)
57	里親制度の推進	里親制度の促進と広報・啓発活動に努めます。	継続	福祉室 (福祉G)

## 2-4. 母子の健康づくりへの支援

現在、保健センターでは、新生児、乳児対して、安心して育児が行えるよう訪問指導を行っています。平成 19 年度からはこんにちは赤ちゃん訪問事業（平成 20 年度に乳児家庭全戸訪問事業に名称変更）、平成 21 年度からは養育支援訪問事業を実施し、サービスの充実に努めています。また、妊婦、乳幼児とその家族に対する健康づくりに関する健康教育や保健指導、情報の提供等を行います。

さらに、乳幼児健診からの経過観察の必要な児の受け皿として、経過観察健診や親子教室の活性化に努めます。

乳幼児期の子どもをもつ保護者の育児や発達についての悩みや、負担解消のための相談体制の充実を図ります。また、低出生体重児や障がい・難病児の相談・指導、療育体制の整備、障がいの受容についての支援等の専門サービスの充実に向けて、富田林保健所等との連携を図ります。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
58	両親教室	No.10 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
59	新生児訪問指導	生後 28 日までの新生児のいる家庭で希望のある人に助産師・保健師による訪問指導を行います。	継続	保健センター (健康増進G)
60	乳幼児訪問指導	乳幼児のいる家庭で希望のある人に保健師、栄養士による訪問を行います。	拡充	保健センター (健康増進G)
61	母子健康手帳交付	手帳交付時、保健師による面接を実施し安全な出産、出産後の子育て支援の情報等を提供します。	継続	保健センター (健康増進G)
62	妊婦健康診査	公費負担を平成 21 年度に 3 回から 14 回に増加し、経済的負担を軽減します。	拡充	保健センター (健康増進G)
63	妊婦訪問指導	ハイリスク妊婦や希望のある妊婦に対し、保健師による訪問を行います。	継続	保健センター (健康増進G)
64	乳幼児健康診査・ 歯科健康診査	2 歳 6 か月児歯科健康診査については、一般的な健診項目に加え、発達や保育の相談も実施します	拡充	保健センター (健康増進G)
65	保健師による相談	保健師による育児相談を実施します。	継続	保健センター (健康増進G)
66	栄養士による相談	栄養士による育児相談を実施します。	継続	保健センター (健康増進G)
67	すくすく健診	経過観察が必要な乳幼児を対象に、医師等による二次健診、相談を行います。	継続	保健センター (健康増進G)
68	すくすく相談	経過観察が必要な乳幼児を対象に、発達相談員等による発達検査・相談を行います。	継続	保健センター (健康増進G)

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
69	赤ちゃん会	1歳未満の乳児と保護者を対象に交流の場の提供、離乳食講習会、歯科保健、事故予防、応急処置等の講座や保健師、栄養士、歯科衛生士等による育児相談を実施します。	継続	保健センター (健康増進G)
70	乳児家庭全戸訪問事業	出生の全数を対象とし、保健師・助産師の専門職が訪問を実施し、希望のない家庭については、面接や赤ちゃん会等の事業にて状況を把握します。	新規	保健センター (健康増進G)
71	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、継続的な訪問にて支援を行います。障がいのある乳幼児に関しては保健所と連携をとりながら保健師による訪問、電話などのフォローを実施します。	新規	保健センター (健康増進G)

## 2-5. 子どもの医療体制の充実

乳幼児の急な疾患等に対する救急医療の充実と、夜間や休日にも診療を受けられる医療体制の充実に努め、乳幼児突然死症候群（SIDS）や子どものアレルギー疾患、乳幼児の不慮の事故などから子どもを守るための、相談体制や医療体制の充実を図ります。

小児の慢性疾患についての治療については、専門医療機関との連携を図り、家族の経済的、精神的負担の軽減と医療提供体制の整備を推進します。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
72	赤ちゃん会	No.69 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
73	休日診療所の開設	富田林市立休日診療所に事務委託し実施します。平成18年度よりは富田林病院に場所を移し、南河内南部広域小児急病診療体制のもとで実施します。	継続	保健センター (健康増進G)
74	小児急病診療体制	南河内南部広域小児急病診療体制（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）のもと小児夜間救急医療の受け入れ体制を実施します。	拡充	保健センター (健康増進G)
75	南河内2次救急医療圏における2次救急医療体制	休日夜間2次救急診療体制の確保のため、平成13年度から2次救急医療機関として、南河内の17病院の協力を得て、市町村消防の救急搬送と休日診療所からの受け入れを行います。	拡充	保健センター (健康増進G)

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
76	初期救急医療体制	平成21年より午後8時から午後11時のケガや急病に対応する初期救急医療体制を医療機関と消防署の協力を得て、南河内広域体制で実施します。	新規	保健センター (健康増進G)

## 2-6.「食育」の推進

乳幼児期から青年期における食生活のあり方が、生涯にわたる健康の基礎となることから、発育・発達過程に応じた食生活の知識・技術の習得を促進し、「食」を通じて心と身体の健やかな成長を支援します。

また、食物の生産から消費の流れの中で、わが国における食料自給率の問題や、廃棄される食物の問題などから、食物の安全性や環境問題などを総合的に学ぶ取り組みを進めます。

家庭と保育園、幼稚園、学校、PTA、教育委員会、保健センターなどが連携し、子どもたちに対する食品の選択や、食生活を起因とする生活習慣病の予防指導など、地域ぐるみ、家族ぐるみで取り組めるプログラムづくりを進め、安全な食材の選択、バランスの取れた食事づくり、楽しく食べることの意義など、学校栄養教諭等作成の学校給食だより(毎月発行)を通じて、子どもと保護者に食育の啓発を進めます。また、給食や学校行事の時間や関連教科において、学校での食育の取り組みを進めます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
77	両親教室	No.10 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
78	たんぼぼ広場	No.11 再掲	継続	教育総務課 (教育総務G) 生涯学習課 (生涯学習G) 幼稚園 (学務指導G) 保健センター (健康増進G)
79	健康展	住民向けのイベントで、試食を通して食育を実施します。	継続	保健センター (健康増進G)
80	食生活改善推進員の育成	食育に携わる食生活改善推進員の育成を実施します。	継続	保健センター (健康増進G)
81	離乳食講習会	赤ちゃん会時に離乳食講習会を実施し、初期～完了期までの試食・講義を行い、時期に応じたグループ別に参加者を分けて対応します。アレルギーの食事に対しては啓発に加え、個別相談も行います。	継続	保健センター (健康増進G)
82	親子サークルへの食育	食育を希望する親子サークルに対して、食生活改善推進員の協力を得て調理実習を通して食育を実施します。	継続	保健センター (健康増進G)

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
83	親子料理教室	食生活改善推進員の協力を得て小学生とその親を対象に調理実習を通して食育を実施します。	継続	保健センター (健康増進G)
84	学校給食だよりの発行	安全な食材の選択、バランスの取れた食事づくり、楽しく食べることの意義などについて学校栄養教諭等が学校給食だよりを毎月発行し、子どもと保護者に食育の啓発をすすめます。	継続	給食センター
85	学校園における食育指導	学校園において「食に関する指導の全体計画」を作成するとともに、学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実を図ります。	継続	教育総務課 (教育総務G)
86	学校給食における地場農産物の活用	学校給食では、地元の食材を使い栄養バランスのとれたおいしい給食を提供します。	継続	給食センター
87	親子教室(発達支援教室：ポピー教室)	1歳6か月児健康診査において、発達などで経過観察が必要とされた児や、育児不安をもつ養育者を対象に、遊びの体験や育児の楽しさを実感することによって、良好な親子関係や幼児の発達を促すことを目的に実施します。教室の中で、幼児期に望ましいおやつを提供し、食育を行います。	拡充	保健センター (健康増進G)

### 3. 地域の子育て相談・支援体制の推進

#### 【基本施策】

#### 3. 地域の子育て相談・支援体制の推進

#### 【個別施策】

- 3-1. 子育てに対する相談体制の充実
- 3-2. 子育てに関する支援体制の充実
- 3-3. 子育てに関する適切な情報提供
- 3-4. 地域の子育て支援ネットワークづくり
- 3-5. 親子の交流の場づくりと利用者による運営の仕組みづくり
- 3-6. 子育て中の親の社会参加への支援
- 3-7. 子育て家庭への経済的支援

核家族化や地域コミュニティにおける人間関係が希薄化する中、子育て中の母親の育児不安や孤立感を取り除き、子どもたちが健やかに育つために、子育て家庭だけではなく地域社会をはじめ、行政、医療機関、保育園・幼稚園、学校などあらゆる機関や人々が相互に連携を取りながら、社会全体で子どもを守り育てていく仕組みづくりを進めます。

そのために、子育てにかかわる様々な悩みや相談に対し、いつでも気軽に相談ができる体制の充実を進めるとともに、地域の子育て支援ネットワークづくりを推進します。

#### 3-1. 子育てに対する相談体制の充実

子育てについて、いつでも、誰でも気軽に相談でき、健康の保持増進や育児に関する情報を入手できるよう、子育てに関する一元的な情報整理を行い、総合相談窓口機能の充実を図ります。

また、妊娠・出産・子育てに関する悩みや不安、引きこもりや不登校、非行など子どもやその家族の悩みなどの子育てに関する複雑で多様な問題に適切に対応するため、保育園・幼稚園、学校、保健センター、民生委員・児童委員などが連携し、子育て支援センターなどを活用して地域で気軽に相談ができる体制の充実に努め、相談のために出向くことが困難な親子や、より深刻で専門的な相談については、専門の相談機関や医療機関などを紹介できるように、様々な機関との連携を深めるとともに、休日や夜間などにも対応できる電話相談や家庭訪問など、相談内容や個々の家庭の状況を踏まえてきめ細やかな相談体制の充実を図ります。

また、保健センターや民生委員・児童委員、子育てボランティアなどが連携を取り、地域の中での身近な相談や子どもの悩みなど、地域の実情にあった相談体制を充実させます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
88	たんぼぼ広場	No.11 再掲	継続	教育総務課 (教育総務G) 生涯学習課 (生涯学習G) 幼稚園 (学務指導G) 保健センター (健康増進G)
89	こんぺいとう広場	No.21 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
90	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)	No.26 再掲	拡充	福祉室 (福祉G)
91	新生児訪問指導	No.59 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
92	乳幼児訪問指導	No.60 再掲	拡充	保健センター (健康増進G)
93	保健師による相談	No.65 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
94	栄養士による相談	No.66 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
95	すくすく健診	No.67 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
96	すくすく相談	No.68 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
97	赤ちゃん会	No.69 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
98	乳児家庭全戸訪問事業	No.70 再掲	新規	保健センター (健康増進G)
99	養育支援訪問事業	No.71 再掲	新規	保健センター (健康増進G)
100	親子教室(発達支援教室:ポピー教室)	No.87 再掲	拡充	保健センター (健康増進G)
101	親子教室(発達支援教室:つくしんぼ教室)	ポピー教室終了後や、2歳6か月児歯科健診、3歳6か月児健診において、発達などで経過観察が必要とされた児や、育児不安をもつ養育者を対象に、遊びや他の親子とのかかわりを通して、育児を支援し、子どもの成長を促すことを目的に実施します。	拡充	保健センター (健康増進G)

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
102	就学相談・教育相談	子どもの発達や不登校・学習・進路・家庭や学校での生活に関する事など、子どもやその家族の悩みを相談できる体制の充実に努めます。	継続	教育総務課 (教育総務G)
103	民生委員・児童委員 主任児童委員活動	民生委員は厚生労働大臣から委託され、行政機関と連絡・協力しながら、住民が安心して暮らすことができるよう、それぞれの地域の実状に応じて自主的な活動を行います。	継続	福祉室 (福祉G)
104	人権相談	人権侵害(差別的言動、家庭・近隣トラブル、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、DV、いじめ等)に関する様々な問題についての相談を実施します。	継続	住民生活課 (住民人権G)

### 3-2. 子育てに関する支援体制の充実

核家族化や少子化の進展、地域とのかかわりが希薄化する中で子育て家庭が孤立し、悩みや不安を抱える保護者が増えています。保護者が安心して子育てに取り組めるような支援体制環境づくりを進めていきます。

また、子育て中の親が子育ての悩みや喜びを共有することができる仲間づくりを進めるために、仲間づくりのきっかけとなる親子が気軽に集える場の確保を図るとともに、子育てサークル等に参加したい人がいつでも参加できるような仕組づくりを行い、いつでも集まることのできる場として地域の集会所などが利用できるよう支援を行います。

また、地域の中で様々な遊びの達人などを発掘し、子どもたちに伝承していく仕組を考えます。

地域に開かれた施設づくりとして、現在、保育園や幼稚園において地域の子育て中の親子に対して、育児相談や遊び等の具体的な指導や支援を実施していますが、今後も継続して行い、保護者の子育ての不安や悩みなどの軽減を図ります。

今後も、子育ての支援を受けずに、家庭にこもって孤立している親や、ノイローゼに陥っている親などを、深刻になる前に早期に発見して、適切に対応するため、福祉、保健・医療、教育、警察などの各機関と地域の民生委員・児童委員や子育てボランティアなどが連携しながら、地域の「見守り」機能の強化に取り組みます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
105	両親教室	No.10 再掲	継続	保健センター (健康増進G)

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
106	たんぼぼ広場	No.11 再掲	継続	教育総務課 (教育総務G) 生涯学習課 (生涯学習G) 幼稚園 (学務指導G) 保健センター (健康増進G)
107	こんぺいとう広場	No.21 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
108	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)	No.26 再掲	拡充	福祉室 (福祉G)
109	要保護児童対策地域協議会	No.55 再掲	継続	福祉室 (福祉G)
110	新生児訪問指導	No.59 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
111	乳幼児訪問指導	No.60 再掲	拡充	保健センター (健康増進G)
112	赤ちゃん会	No.69 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
113	乳児家庭全戸訪問事業	No.70 再掲	新規	保健センター (健康増進G)
114	養育支援訪問事業	No.71 再掲	新規	保健センター (健康増進G)
115	民生委員・児童委員主任児童委員活動	No.103 再掲	継続	福祉室 (福祉G)
116	すこやかホールの貸出	子育てサークル等にすこやかホールの貸出を行います。	継続	保健センター (健康増進G)
117	子育てボランティアの活動	事業実施時に託児をやって保護者の学習支援をしたり、参加親子に昔遊びを教えたりします。	継続	保健センター (健康増進G)
118	「子育てマップ」の配布	子どもの遊び場や公共施設、各種相談等の事業をとりまとめた「子育てマップ」を作成し配布します。	新規	保健センター (健康増進G) 福祉室 (福祉G)

### 3-3. 子育てに関する適切な情報提供

子育てについての各種制度の紹介や、母子保健事業の紹介及び保育園・幼稚園の空き情報など、子育てに関する多様な情報提供を行うための総合情報システムの充実を図ります。

さらに、妊娠期から思春期までの幅広い子育て情報や保健福祉サービスについての情報提供を行います。

また、妊娠した段階から、保健・保育・子育て支援に対する情報提供を、保健・医療の両面から行います。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
119	子育てサービスに関する情報提供	No.9再掲	継続	保健センター (健康増進G) 福祉室 (福祉G)
120	「子育てマップ」の配布	No.118再掲	新規	保健センター (健康増進G) 福祉室 (福祉G)
121	「健康のために」の全戸配布	広報4月号と同時に「健康のために」を全戸配布します。保健センター事業の一覧や、予防接種、小児急病診療、大阪府小児救急電話相談などを掲載します。	継続	保健センター (健康増進G)

### 3-4. 地域の子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭の孤独感や不安感を防ぎ、住み慣れた地域で安心して子育てができるように、地域全体で子育て家庭を応援する仕組づくりが必要です。

そのためにも、地域の関係機関や団体の交流・連携を深めネットワークを有機的に機能させることで子育て基盤の強化を図ります。

また、子育て中の親などが、子育てグループ活動や子育てについての学習会などに参加しやすい環境づくりや、子ども同士や親の交流、親同士の情報交換など、子育てグループなどの活動が活発に行えるよう、サポート体制を充実させます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
122	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）	No.26再掲	拡充	福祉室 (福祉G)
123	要保護児童対策地域協議会	No.55再掲	継続	福祉室 (福祉G)

### 3-5. 親子の交流の場づくりと利用者による運営の仕組づくり

いつでも誰もが自由に利用でき、同世代の親や子ども、異年齢の子どもたちをはじめ、様々な世代の人たちが触れ合うことのできる交流の場として、地域の集会所や公民館などでの場づくりを、地域住民の話し合いのもとで進めます。また、より施設を使いやすくするために、利用時間や運営方法などに関しても、町と地域の人たちで協議の上、利用者自らが運営に参加できる仕組づくりを考えます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
124	公民館等の有効活用	地域住民の主導により、交流の場としての活用を促進します。	継続	生涯学習課 (生涯学習G)

### 3-6. 子育て中の親の社会参加への支援

子育て中の親が、子育てグループや生涯学習などへいつでも自由に参加し活動するために、現在活動中の子育てグループへの行政の支援を継続するとともに、参加していない親や、参加しにくい親のニーズや意向をくみ上げて参加できるような支援を検討します。また、子育て中の親のストレス解消、リフレッシュのために、自分の時間を確保して学習や社会参加ができるように、各種イベントや講演会、音楽会などの行事に育児室や託児所などの設置を検討します。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
125	子育てボランティアの活動	No.117 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
126	家庭の日のハイキング	No.5 再掲	継続	生涯学習課 (生涯学習G)
127	親子体操教室	No.13 再掲	継続	生涯学習課 (生涯学習G)

### 3-7. 子育て家庭への経済的支援

乳幼児のいる家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成することにより、乳幼児の保健の向上や健やかな育成を図ります。

また、経済的理由により負担が困難な児童・生徒、心身に障がいのある児童・生徒の保護者に対し、教育費の助成や奨学金制度の活用など必要な支援を行い、子育て家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長を図るため、家庭の実情に応じ、児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当を支給します。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
128	私立幼稚園就園奨励費補助金 私立幼稚園在籍園児保護者給付金	私立幼稚園に在籍する園児の保護者負担の軽減を図ります。	継続	教育総務課 (教育総務G)
129	町立小中学校就学援助費	経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。	継続	教育総務課 (教育総務G)

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
130	太子町心身障がい者 児童・生徒教育 給付金	特別支援学校の小中学部及び町立小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減を図ります。	継続	教育総務課 (教育総務G)
131	高校・大学等 各種奨学金	各種奨学金制度等の周知を図り効率的な活用の支援を行います。	継続	教育総務課 (教育総務G)
132	乳幼児等医療費助成 制度	医療保険に加入している0歳(誕生日)から就学前(6歳の誕生日以降最初の3月31日まで)の乳幼児が通院・入院及び小学校1年生から6年生(12歳に達した日以降、最初の3月31日まで)の児童が入院して治療を受けた場合に、医療機関に支払う医療保険適用の医療費の自己負担額の一部と食事療養費の自己負担額の全額を助成します。	継続	保険医療課 (保険医療G)
133	児童手当	12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童(小学校修了前の児童)を養育している方に支給されます。平成22年4月以降は「子ども手当」に移行します。	継続	福祉室 (福祉G)
134	児童扶養手当	父と生計を同じくしていない児童や父が、重度の障がいの状態にある児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的として、児童の母や母にかわってその児童を養育している方に支給されます。	継続	福祉室 (福祉G)
135	特別児童扶養手当	20歳未満の身体または精神に中程度以上の障がいをもつ児童を監護している父もしくは母、あるいは父母にかわってその児童を養育している人に、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。	継続	福祉室 (福祉G)
136	障がい児福祉手当	20歳未満の方で、重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時の介護が必要な障がい児(者)に対して手当を支給します。	継続	福祉室 (福祉G)
137	助産施設	妊産婦が保健上、必要があるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を受け入れます。	継続	福祉室 (福祉G)

## 4. 子育てと仕事の両立支援

### 【基本施策】

#### 4. 子育てと仕事の両立支援

### 【個別施策】

- 4-1. 多様で弾力的な保育サービスの充実
- 4-2. 保育園情報の提供推進
- 4-3. 男女共同子育ての推進
- 4-4. 就業環境改善への働きかけ
- 4-5. 子育て中の親に対する再就職支援と再教育のシステムづくり

1975年（昭和50年）の国際婦人年に始まる国際的な男女平等実現の取り組みの中で、日本は「国内行動計画」を策定、1985年（昭和60年）には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准を行い、大阪府においても1997年（平成9年）に女性行動計画「男と女のジャンプ・プラン」の全面的な改定を行うなど、女性の地位向上のために法制度の整備や施策の充実に努めてきました。

太子町では、こうした国内外の動き及び第3次太子町総合計画の基本計画の趣旨にそって、今後の女性政策の指針となる「太子町女性行動計画～男女一人ひとりが自立し、対等に参加・参画する新しい社会の創造～」を1998年（平成10年）策定し、本計画はこの「太子町女性行動計画」の趣旨を踏まえた内容となっていました。

また、この「太子町女性プラン（女性行動計画）」を継続・発展させた、「男女一人ひとりが自立し対等に参加・参画する新しい社会の創造」を目指した「太子町共同参画推進計画」を平成21年度に策定しました。

#### 4-1. 多様で弾力的な保育サービスの充実

子どもが1日の大半を過ごす保育園を、施設としてではなく、子どもの人権に十分に配慮するとともに、一人ひとりの子どもの活動を大切にしながら、子どもが快適に過ごせる家庭にかわる場所としての保育園づくりを促進し、様々な年齢の子どもたちと触れ合いながら、文化の違いやお互いの違いを認め合い、相手を思いやり尊重する心を育てる保育園づくりを促進します。

親が安心して働きながら子育てができるよう、育児に関する情報交換の場や保護者と保育者のコミュニケーションの充実を図った保育園づくりを促進します。

多様化する保護者の就労形態や地域の保育ニーズに対応するため、多様できめ細やかな保育サービスの充実を図り、子どもに負担やストレスのかからないよう支援します。

小学校低学年の児童が、家に帰っても保護者が就労や疾病などで、留守になっている家庭の小学校1年から3年までの児童が、放課後の時間を楽しくいきいきとした生活ができるように、今後も、放課後児童会の充実を目指すとともに、子どもたちの帰宅途中の事故を無くすために、集団での帰宅や近所の親同士が交代で送迎するなど、子どもたちの安全面の配慮を進めます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
138	世代間交流保育事業	No.6再掲	継続	福祉室 (福祉G)
139	保育環境の充実	ニーズに合うように保育内容の見直し、親子同士の交流を進め、保育環境の充実を図ります。	継続	福祉室 (福祉G)
140	保育園保育料の軽減	保護者負担に配慮した保育料の設定を行い、保育料の一部を軽減します。	継続	福祉室 (福祉G)
141	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴い保育時間を延長して実施します。	継続	福祉室 (福祉G)
142	乳児保育事業	乳児の保育を実施します。	継続	福祉室 (福祉G)
143	一時預かり事業	冠婚葬祭、保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する事業を実施します。	継続	福祉室 (福祉G)
144	休日保育事業	就労形態の多様化に伴う、日曜・祝日等の保護者の就労等により児童が保育に欠ける場合の休日保育の需要に対応する事業を実施します。	継続	福祉室 (福祉G)
145	障がい児保育事業	障がいのある子どもの地域生活を支援するため、障がいのない子どもとともに、集団生活することにより、健全な社会性の成長発達の促進を図ります。	拡充	福祉室 (福祉G)
146	放課後児童会	保護者が昼間家庭にいない小学校1～3年生児童に対して放課後の健全な育成を図ります。	拡充	福祉室 (福祉G)

#### 4-2. 保育園情報の提供推進

利用者がよりよい保育環境を選択できるように、各種サービスの情報提供や、子育て家庭が多く集まる場所で、利用者が情報を収集できるような取り組みを進めます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
147	子育てサービスに関する情報提供	No.9再掲	継続	保健センター (健康増進G) 福祉室 (福祉G)
148	たんぼぼ広場	No.11再掲	継続	教育総務課 (教育総務G) 生涯学習課 (生涯学習G) 幼稚園 (学務指導G) 保健センター (健康増進G)
149	こんぺいとう広場	No.21再掲	継続	保健センター (健康増進G)

#### 4-3. 男女共同子育ての推進

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や、仕事優先意識を取り除き、父親の子育てへの参加と地域全体で子育てを支援する気運を高めることにより、男女がともに子育てと仕事の両立や社会活動への参加を可能にする環境づくりを進めます。

職場や地域、家庭においても、父親の家事・子育てへの参画の促進、女性の職域拡大や男女雇用均等などの確保などについて、あらゆる機会を通じて広報・啓発の推進に努めます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
150	両親教室	No.10再掲	継続	保健センター (健康増進G)
151	男女共同参画社会の形成	男女共同参画推進計画に基づき「男女一人ひとりが自立し対等に参加・参画する社会の創造」を目指し男女共同参画社会の形成を促進するための施策を推進します。	継続	住民生活課 (住民人権G)

#### 4-4. 就業環境改善への働きかけ

価値観やライフスタイル等に応じて、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働きに応じた適正な処遇や労働条件が確保されることは重要です。フルタイム労働者とパートタイム労働者や契約社員との均衡を配慮した処遇や労働条件改善のために、事業主や人事労務担当者、労働者へ、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」及び同法に基づく指針を周知します。

男女がともに就労と家庭、その他の地域活動の参加の両立を容易に行うことができるためには、育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい職場の環境整備と、保育・介護サービス基盤の充実が必要です。そのためには、性的役割分担意識の解消に向けた意識啓発と、保育・介護サービスの充実、また、職業能力を高めるための学習機会や情報提供など、再就職を促進するための環境整備の支援を行います。

労働者、自営業者、家内労働やパートタイム・アルバイト等で働く女性の健康づくりを促進するため、母性保護について、企業や職場に対する普及啓発活動や、男性の育児参加を促進するための意識啓発を促進します。また、事業主に対して雇用促進や再雇用制度の普及を促すとともに、男女平等の視点で採用されるよう啓発を行います。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
152	あらゆる職場における男女平等に向けた条件整備	性別により差別されることなく安心・納得して働き続けられる公正な待遇の確保対策を推進し、男女雇用機会均等法に基づき公正な待遇が確保されるよう、事業主に対し法制度の周知徹底を図ります。	継続	地域振興防災室 (にぎわいまちづくりG)
153	多様な就業形態における条件整備	パートタイム労働者の均衡待遇に向けた確保対策を推進し、パートタイム労働者の就業の実態を考慮して雇用管理の改善を図り通常の労働者との均衡のとれた待遇を確保するため、パートタイム労働法について事業主等に対して周知徹底を図ります。	継続	地域振興防災室 (にぎわいまちづくりG)
154	育児休業制度の推進	企業に働きかけ、育児制度が取得できるように努めます。	継続	地域振興防災室 (にぎわいまちづくりG)
155	ワーク・ライフ・バランスの推進	働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現できるように努めます。	新規	福祉室 (福祉G)

#### 4-5. 子育て中の親に対する再就職支援と再教育のシステムづくり

出産や子育てのために、一旦仕事を辞めた後の再就職が可能になるよう、情報提供や就労相談、自己啓発や能力開発のための講習や研修の機会を設けるなど、ハローワーク等との連携のもと、再就職のための多様な支援を推進します。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
156	子育て休業後の親の再就職支援	太子町就労支援センターによる就労支援を実施します。就労相談や職業能力開発講座、求人・求職情報フェア等を実施し、ハローワーク等と連携しながら再就職を支援します。	継続	地域振興防災室 (にぎわいまちづくりG)

## 5. ひとり親家庭への自立支援の推進

### 【基本施策】

#### 5. ひとり親家庭への自立支援の推進

### 【個別施策】

- 5-1. ひとり親家庭に対する相談体制の充実
- 5-2. ひとり親家庭に対する就労支援
- 5-3. ひとり親家庭に対する生活・経済的支援

ひとり親家庭への自立支援は、今後の大きな課題となります。

経済的な負担もさることながら、子育てをしながら就労せねばならない家庭への保育の支援、充実は今後もますます需要が高まることと思われます。

#### 5-1. ひとり親家庭に対する相談体制の充実

ひとり親家庭は、子育ての心理的・経済的負担が大きく、また、社会的にも孤立しがちであることから、ひとり親家庭の個別のニーズに応えるとともに、「自立支援」に主眼を置いた相談、情報提供体制を充実させます。

ひとり親家庭における育児や家事等の悩みや、住宅問題、就業問題など様々な問題や悩みなど、夜間や休日などでも気軽に相談でき、専門機関への紹介など適切なアドバイスが行える電話相談などの検討を行います。

母子家庭等及び寡婦が生活を送る上で、個人として尊重され、自己実現を図ることができる社会を築くため、母子家庭等問題の特性を踏まえた総合的な施策推進に努めるとともに、人権教育・啓発の取り組みを進めます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
157	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	ひとり親家庭の自立に必要な情報提供をするとともに、相談体制を充実させます。	継続	福祉室 (福祉G)

## 5-2. ひとり親家庭に対する就労支援

離婚や死別などで生活が激変し、特に経済的自立の難しいひとり親家庭に対して、就労相談や求人情報の提供、職業能力向上のための講習会などを行い、就労による自立を図るために、ハローワークなどと連携を取りながら、就労支援を行います。

ひとり親家庭の親が働きやすくするために、保育園における延長保育や休日保育、放課後児童会での受け入れ、地域での見守り体制の充実など、親が安心して働くことができるよう支援を充実します。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
158	延長保育事業	No.141 再掲	継続	福祉室 (福祉G)
159	一時預かり事業	No.143 再掲	継続	福祉室 (福祉G)
160	休日保育事業	No.144 再掲	継続	福祉室 (福祉G)
161	放課後児童会	No.146 再掲	拡充	福祉室 (福祉G)
162	ひとり親家庭のための就労相談の充実	母子家庭の母親は就業経験が少なかったり、事業主の母子家庭に対する理解不足などが重なり、就職が困難になっています。このような状況にある母子家庭の母親に対し、就労相談や職業能力開発講座、求人・求職情報フェア等を実施し、ハローワーク等と連携を取りながら就労を支援します。	継続	地域振興防災室 (にぎわいまちづくりG)

### 5-3. ひとり親家庭に対する生活・経済的支援

ひとり親家庭の抱える生活上の困難な状況を改善し、子どもの健やかな成長が実現できるよう、就労支援や育児支援など、総合的な支援を充実します。

ひとり親家庭の子どもたちの健やかな成長と教育を受ける権利などを保障していくため、経済基盤の脆弱なひとり親家庭の経済的自立を促すための支援として、児童扶養手当や母子・寡婦福祉貸付金についての相談や制度について情報提供を行います。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
163	児童扶養手当	No.134 再掲	継続	福祉室 (福祉G)
164	ひとり親医療費助成制度	医療保険に加入している18歳の誕生日以降最初の3月31日までの児童及びその子を監護するひとり親（父または母、その子を養育する養育者）に対して「ひとり親家庭医療証」を交付し、医療費を助成します。（医療保険適用の医療費の自己負担額の一部を助成）	継続	保険医療課 (保険医療G)
165	母子・寡婦福祉貸付	母子・寡婦福祉貸付の制度の周知に努めます。	継続	福祉室 (福祉G)

## 6. 子どもの人権と権利擁護の推進

### 【基本施策】

#### 6. 子どもの人権と権利擁護の推進

### 【個別施策】

- 6-1. 人権教育の推進
- 6-2. 児童相談体制の整備
- 6-3. 子どもへの虐待を未然に防止するためのネットワークの機能強化
- 6-4. 子ども虐待アドバイザー（子ども家庭サポーター）の活用・養成
- 6-5. 家庭訪問支援事業の展開
- 6-6. いじめ・体罰・不登校などへの対応
- 6-7. 子ども参加型のまちづくりの推進

1994年（平成6年）の第49回国連総会で、1995年から2004年までを「人権教育のための国連10年」とすることが示されたことを受けて、太子町では、人権についての意識を高め、理解を深めるために、1999年（平成11年）3月に、「人権教育のための国連10年太子町行動計画」を策定しました。

また、2002年（平成14年）1月には、あらゆる人権侵害を許さず、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指すことを目的とする「太子町人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。

さらに、2004年（平成16年）3月には、「太子町人権行政基本方針」を制定し、「太子町人権尊重のまちづくり条例」で町の責務を明らかにするとともに、全町的な取り組みを進めるための指針としています。

ここでは、「人権教育のための国連10年太子町行動計画」、「太子町人権尊重のまちづくり条例」、「太子町人権行政基本方針」を基に、子どもの人権を基本に据えて、学校や地域における子どもの人権尊重や児童虐待防止などについて示します。

### 6-1. 人権教育の推進

学校における人権教育では、日常生活の中から課題を見つけ、科学的な考え方ができ、正しく判断し、自発的な行動ができる児童・生徒を育てます。

さらに、一人ひとりを大切にし、お互いの人格を認め合い思いやりのある仲間づくりを進めるとともに、正しい判断力をもち自発的な行動ができ、いのちの大切さを理解し、平和を愛する人間性豊かな児童・生徒を育てる教育を目指します。

学校内でのいじめや差別など子どもの人権侵害の発生を防止するため、児童・生徒への人権教育の実施と、教職員の研修等による対応能力の向上や、学校の相談体制の充実と相談窓口の児童・生徒への周知、学校内の生徒指導体制の強化、富田林子ども家庭センター等関係機関との一層の連携を進め早期発見と当事者へのより適切な対応を図ります。

また、いじめや差別など、学校内だけでは対応が難しいこともあるため、教育委員会、PTAをはじめ、主任児童委員、子育てボランティア、地域子育て支援センター、地域住民が連携しそれぞれの場で常に気配りや目配りをするすることで、いじめが発生する原因やきっかけなどを把握し、いじめを小さな芽のうちに摘み取っていく努力を進めていきます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
166	教職員人権研修の充実	No.48 再掲	継続	教育総務課 (教育総務G)

## 6-2. 児童相談体制の整備

核家族化や地域で孤立しがちな子育て中の親の育児不安や孤立感が児童虐待につながる可能性もあることから、子育て中の家庭だけでなく地域社会や行政、医療機関、保育園や幼稚園、学校などあらゆる機関や人々が相互に連携を取りながら、子育ての悩みや育児不安、子どもの発達についての相談体制を充実し、安心して子育てができる環境整備を進めます。

虐待やいじめを受けている子どもが、虐待やいじめの被害から身を守るために、自分の意思でいつでも相談に行くことができるよう、相談窓口の所在地や電話番号などを子どもに教えておく必要があります。

また、自分で相談に行くことができない乳幼児などについては、保育園や幼稚園、学校、地域社会で、常に子どもたちの様子を把握し、いじめや虐待などを未然に防ぐとともに、それらの様子が見られた時は、子ども家庭センター、保健センターなどの関係機関に連絡するとともに、相談することで子どもたちが被害を受けないよう周到な配慮をします。

児童虐待についての知識や理解を深め、よりの確な対応・連携を図るため、関係機関の職員を対象にした研修や、児童虐待防止や早期発見に向け、住民を対象にした講演会等の啓発活動を積極的に行い、児童虐待に対する住民の意識の向上を図るとともに、子ども自身がすぐにSOSを発信できる仕組づくりを推進します。

さらに、児童虐待やいじめ、痴漢、誘拐、性暴力などあらゆる暴力行為に対して何ができるのかを教え、暴力から身を守る力を引き出すための教育プログラムなどに基づく啓発活動や情報提供を行います。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
167	たんぼぼ広場	No.11 再掲	継続	教育総務課 (教育総務G) 生涯学習課 (生涯学習G) 幼稚園 (学務指導G) 保健センター (健康増進G)
168	こんぺいとう広場	No.21 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
169	地域子育て支援拠点 事業(地域子育て支 援センター事業)	No.26 再掲	拡充	福祉室 (福祉G)
170	要保護児童対策地域 協議会	No.55 再掲	継続	福祉室 (福祉G)
171	児童虐待に関する 意識の普及啓発	No.56 再掲	継続	福祉室 (福祉G)
172	新生児訪問指導	No.59 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
173	乳幼児訪問指導	No.60 再掲	拡充	保健センター (健康増進G)
174	乳幼児健康診査・ 歯科健康診査	No.64 再掲	拡充	保健センター (健康増進G)
175	保健師による相談	No.65 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
176	栄養士による相談	No.66 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
177	すくすく相談	No.68 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
178	赤ちゃん会	No.69 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
179	乳児家庭全戸訪問 事業	No.70 再掲	新規	保健センター (健康増進G)
180	養育支援訪問事業	No.71 再掲	新規	保健センター (健康増進G)
181	親子教室(発達支援 教室:ポピー教室)	No.87 再掲	拡充	保健センター (健康増進G)
182	親子教室(発達支援 教室:つくしんぼ教 室)	No.101 再掲	拡充	保健センター (健康増進G)
183	就学相談・教育相談	No.102 再掲	継続	教育総務課 (教育総務G)
184	民生委員・児童委員 主任児童委員活動	No.103 再掲	継続	福祉室 (福祉G)

### 6-3. 子どもへの虐待を未然に防止するためのネットワークの機能強化

近年急速に増加、複雑化している児童虐待の予防、早期発見、早期対応を図るため、保健センターにおける健康診査、相談事業、家庭訪問などの母子保健活動や子育て支援業務の中での相談業務をはじめ、保育園・幼稚園、学校など子どもにかかわる機関の日常業務の中で、虐待防止、親子支援の視点をもち発生予防、早期発見に取り組みます。

また、関係機関をはじめ、富田林子ども家庭センター、医療機関、弁護士、主任児童委員、警察署等で要保護児童対策地域協議会を通じて、子どもの虐待予防や早期発見に取り組むとともに、長期的には、親や家族への支援ができる体制の充実を図ります。

生活の場である地域の中で子どもの様子に気を配ることにより、児童虐待防止や早期発見が期待できることから、子育てサークル活動や地域での交流等を支援し、身近な人々がお互いに情報交換ができる機会を設けます。そのためには、子育てサークルなど、いつでも誰もが参加できる仕組づくりを推進します。

また、民生委員・児童委員、主任児童委員、子育てボランティアや地域の人たちとの協力・連絡体制を強化し、連携を図ることで身近な生活の場における見守り体制の充実を図ります。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
185	要保護児童対策地域協議会	No.55 再掲	継続	福祉室 (福祉G)

### 6-4. 子ども虐待アドバイザー(子ども家庭サポーター)の活用・養成

母親の子育てにおける悩みや育児不安、孤立感などを取り除き、安心して子育てができるためには、地域の中で気軽に何でも相談できる人が身近にいることが大切です。

地域の中で、子育ての経験があり、時間的にもゆとりのあるシニア層の人々を中心に、子育て中の母親の育児相談や仲間づくりのアドバイスなどができ、子どもたちを虐待から防止するためにも、経験豊かな相談役としての子ども家庭サポーターを活用し、更に新しい人材を養成します。また、サポーターが活動できる相談窓口を開設します。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
186	子ども家庭サポーターの活用・養成	母親の子育てにおける悩みや育児不安、孤立感などを取り除き、安心して子育てができるために、地域の中で気軽に何でも相談できるように子ども家庭サポーターの活用・養成に努めます。	継続	福祉室 (福祉G)

## 6-5. 家庭訪問支援事業の展開

育児に自信をもてなかったり、育児不安や悩みを抱える親が、子どもの虐待に至るケースが見られることから、保健師をはじめ民生委員・児童委員、主任児童委員などが連携して子育て中の家庭の状況を把握し、深刻な悩みをもつ家庭を訪問し、育児不安の軽減につながる取り組みを充実していきます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
187	要保護児童対策地域協議会	No.55 再掲	継続	福祉室 (福祉G)
188	新生児訪問指導	No.59 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
189	乳幼児訪問指導	No.60 再掲	拡充	保健センター (健康増進G)
190	乳児家庭全戸訪問事業	No.70 再掲	新規	保健センター (健康増進G)
191	養育支援訪問事業	No.71 再掲	新規	保健センター (健康増進G)

## 6-6. いじめ・体罰・不登校などへの対応

児童福祉施設での体罰やセクシュアル・ハラスメント等の権利侵害に対しては、施設に対して社会福祉法の規定に基づく苦情受付担当者や苦情解決責任者、第三者委員の配置を促進するなど、施設の児童の権利擁護を推進します。

また、児童養護施設等措置施設での権利侵害については、施設に配置された苦情解決責任者等と富田林子ども家庭センターが連携して対応するとともに、子どもの代弁者である保護者が虐待をしている場合もあること等から、施設児童に対する権利を擁護するシステムを整備します。

学校の教職員による体罰やセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害については、子どもの人権尊重を基本に据えた学校体制づくりをすすめる、教職員の研修などにより未然防止に努めます。

もし、体罰やセクシュアル・ハラスメント等が起きた場合には、被害を受けた子どもの立場に立った解決を図ることができるよう、学校の相談体制の充実と相談窓口の児童・生徒への周知や、より迅速かつ公正に対応できる体制を整備することで、適切な対応を図ります。

不登校に悩む子どもたちに対し、その原因の究明と不登校にいたる悩みなどに対し、適応指導教室「和みルーム」を設置し、不登校の状態に陥った児童に対して、登校を促すために子どもの悩みの相談を行い、話し相手となる学生ボランティアを派遣するといった事業を実施していますが、今後も継続して実施していきます。また、従来から来所による教育相談や子どもの人権を守るための電話相談「いじめ110番」についても継続して実施していきます。

また、不登校を防止するため、子ども一人ひとりがいきいきと学校生活を送ることができる魅力ある学校づくりを進めるとともに、いじめなどを無くすためにきめ細やかな目配りとアンテナを高くし、地域や親との連携を密にすることで、安心して通学できる学校づくりを推進します。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
192	要保護児童対策地域協議会	No.55 再掲	継続	福祉室 (福祉G)
193	就学相談・教育相談	No.102 再掲	継続	教育総務課 (教育総務G)
194	不登校に対する相談及び支援体制の整備	不登校の未然防止及び不登校児童・生徒の学校復帰を目指し、幼小中連携し、一人ひとりの状況に応じた対応を行います。特に小学校段階で不登校の兆しのある児童への指導強化を図ります。不登校生を支援する適応指導教室「和みルーム」を設置します。	継続	教育総務課 (教育総務G)

## 6-7. 子ども参加型のまちづくりの推進

次世代を担う子どもたちが、地域の中で主体的に課題に取り組み、自分達で子ども会活動や地域活動の仕掛けやプログラムづくりなどに大人と一緒に参加する中で、地域のリーダーとして育っていく仕組に努めます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
195	太子町リーダー会	No.30 再掲	継続	生涯学習課 (生涯学習G)

## 7. 障がいのある児童・生徒の施策の充実

### 【基本施策】

#### 7. 障がいのある児童・生徒の施策の充実

### 【個別施策】

- 7-1. 地域でともに学び育つ環境整備
- 7-2. 子育て支援の総合的な対応強化
- 7-3. 障がいのある児童・生徒の学校外活動の支援
- 7-4. リハビリテーションの充実

障がい者に関する施策については、平成 14 年度からの精神保健福祉業務の市町村への事務委譲、平成 15 年度から社会福祉基礎構造改革の一環として利用者が自らサービスを選択できる支援費制度の導入や3障がいの福祉サービスを一元化し、サービス体系を再編化された障害者自立支援法の成立などの社会情勢の変化に即した施策を総合的に推進することが必要です。

本町では、障がい者を取り巻く環境の変化やニーズの多様化に対応し、平成 14 年 3 月に、第 1 期太子町障がい者計画を策定し、平成 21 年 3 月に第 1 期計画を継承し、新たに第 2 期太子町障がい者計画を策定しました。

#### 7-1. 地域でともに学び育つ環境整備

地域に暮らすすべての住民がともに支え合い、一人ひとりが生きる喜びを味わうことができるよう、「総合的な学習の時間」をはじめ、すべての教育活動において福祉に関する学習を進めます。

また、障がい者（児）施設での中学生の職業体験、車いす体験、フィールドワーク<sup>※</sup>などの体験を通じて福祉に関する学習を行い、人権教育を基盤とした「障がい児理解」についての研修・指導・啓発を学校内外で積極的に推進します。そのため、障がいのある児童・生徒を中心とした通常学級経営の充実を図るとともに、講演会や学習会、イベントなどあらゆる機会を活用して保護者や地域への啓発活動を推進します。

障がい者施設が地域に開かれた存在となるように、障がい者施設において実施される行事に、地域住民が参加でき、施設と地域との交流が図られるよう支援していきます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
196	福祉教育及び福祉体験学習の推進	No.1 再掲	継続	教育総務課 (教育総務G)

※フィールドワーク

ある調査対象について学術研究をする際に、そのテーマに即した場所（現地）を実際に訪れ、その対象を直接観察し、関係者には聞き取り調査やアンケート調査を行い、そして現地での史料・資料の採取を行うなど、学術的に客観的な成果をあげるための調査技法です。

## 7-2. 子育て支援の総合的な対応強化

障がいのある児童・生徒や難病を抱える子どもを含めたすべての子どもが、ノーマライゼーションの理念に基づき、出生から乳幼児期、後期中等教育段階を通じて、心身の成長を経て自立にいたるまで、その家族とともに地域社会の一員として、自分らしく生きる力を高めること（エンパワメント<sup>\*</sup>）ができることを目指します。

そのために、福祉、保健、医療、教育などの各専門機関が連携しながら、地域とともに学び育つ機会の拡充や環境づくり、進路指導相談体制の充実、地域の相談・健診・療育体制の整備、在宅福祉サービスの充実、障がいのある子どもたちにやさしいまちづくりなどを推進します。

障害者福祉サービスは、平成 18 年度に障害者自立支援法が施行され、新たな体系のもと利用者が必要とするサービスを自ら選択・決定し、事業者との対等な立場で契約を結び利用することとなりました。

障がいのある児童・生徒の場合は保護者が申請者となることを踏まえ、保護者と行政及び関係機関との緊密な連携のもとに、サービス基盤の充実と子どもの意向を十分に反映できる相談体制の充実や対等な契約を支える権利擁護の円滑な推進を図ります。

※エンパワメント

個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得することやそれらを促す支援方法をいいます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
197	新生児訪問指導	No.59 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
198	乳幼児訪問指導	No.60 再掲	拡充	保健センター (健康増進G)
199	妊婦訪問指導	No.63 再掲	継続	保健センター (健康増進G)

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
200	乳幼児健康診査・ 歯科健康診査	No.64 再掲	拡充	保健センター (健康増進G)
201	保健師による相談	No.65 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
202	栄養士による相談	No.66 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
203	すくすく健診	No.67 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
204	すくすく相談	No.68 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
205	乳児家庭全戸訪問 事業	No.70 再掲	新規	保健センター (健康増進G)
206	養育支援訪問事業	No.71 再掲	新規	保健センター (健康増進G)
207	親子教室(発達支援 教室:ポピー教室)	No.87 再掲	拡充	保健センター (健康増進G)
208	親子教室(発達支援 教室:つくしんぼ教 室)	No.101 再掲	拡充	保健センター (健康増進G)
210	特別児童扶養手当	No.135 再掲	継続	福祉室 (福祉G)
211	障がい児福祉手当	No.136 再掲	継続	福祉室 (福祉G)
209	障害者医療費助成 制度	医療保険に加入している65歳未 満の者で、身体障害者手帳1・2級、 または療育手帳A、または療育手帳 B1と身体障害者手帳の両方を所 持し、所得が制限内の人に「障害者 医療証」を交付し、医療費を助成し ます。(医療保険適用の医療費の自 己負担額の一部を助成)	継続	保険医療課 (保険医療G)
212	障がい者施設と 地域の交流活動	障がい者施設が地域に開かれた 存在となり、障がい者(児)や地域 住民との交流や社会福祉協議会主 催の触れ合いイベントなどの実施 により障がい者理解やノーマライ ゼーションを推進します。	継続	福祉室 (福祉G)
213	相談支援事業	障がい児相談窓口を開催するな ど、生活に関することや、福祉サー ビスなどの相談に対応します。	継続	福祉室 (福祉G)
214	障がい福祉サービ ス基盤の充実及び、 相談体制の整備	相談支援事業を指定相談事業所 に委託し、24時間相談ができる体 制を整備し、障がい者(児)の相談 に対応します。	継続	福祉室 (福祉G)

### 7-3. 障がいのある児童・生徒の学校外活動の支援

障がいのある児童・生徒が放課後や余暇時間を充実して過ごせるよう、子ども会活動や地域活動への参加の場や機会の促進を図ります。

また、大阪府との連携により、点字図書をはじめとする様々な書籍の取り寄せを行うとともに、その書籍が視覚障がい者（児）の手元に確実に届けられるよう検討を進めます。

生涯学習などの分野を含め、活動の場と機会の提供を図り、障がい者（児）の芸術・文化活動や行事に参加する機会の拡充と、障がい者（児）の作品展などの開催を支援し文化活動への参加を進めるとともに、介助者や手話通訳者などの配置など、それぞれの障がいの状況を配慮し、参加支援を行います。

また、より多くの障がい者（児）が文化活動に参加できるように、障がいのあるなしにかかわらず誰もが参加できる事業の企画、障がいに応じた芸術鑑賞や公民館など身近な文化活動の拠点となる施設について、バリアフリー化を進め、平等な参加機会を増やします。

障がい者（児）がスポーツ活動に参加することは、身体能力の維持や向上といったリハビリテーションの効果があるだけでなく、競技の楽しさと生きがいを得ることにつながります。障がい者（児）が自由に参加できるスポーツ教室の開催や、障がい者（児）スポーツ指導者やレクリエーションインストラクターの確保、育成を進めます。

また、スポーツレクリエーション活動に参加できるように、活動の際の介助等必要な援助を行うボランティアの育成確保に努めます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
215	障がい者施設と地域の交流活動	No.212 再掲	継続	福祉室 (福祉G)
216	スポーツ・レクリエーション活動への参加支援	ボランティアの協力により参加支援を行います。	継続	福祉室 (福祉G)
217	障がい者ふれあいスポーツ大会	障がい者ふれあいスポーツ大会など障がい者（児）が参加できる事業を開催します。	継続	福祉室 (福祉G)

#### 7-4. リハビリテーションの充実

リハビリテーション専門医療機関を中心に、関係する医療・福祉機関との連携を図り、障がい児のための適切なリハビリテーション医療体制の整備を促進します。

障がいのある子どものリハビリテーションについては、障がいの有無にかかわらず、地域の児童とともにかかわる場を設け、その中で療育の問題を解決していくリハビリテーション体制の確立と、個々のニーズに応じた適切なリハビリテーションを実施できる体制の整備を進めます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
218	身近な地域におけるリハビリテーションシステムの構築	身近な地域におけるリハビリテーションシステムを構築するため、地域支援センターと保健所が連携し、市町村、医療機関、介護・福祉施設等との連絡を図ります。また、リハビリテーションを中心とする医療・介護などに関する相談、必要な連携・調整を行います。	継続	福祉室 (福祉G)

## 8. 子育て中の親と子にやさしい安心・安全なまちづくり

### 【基本施策】

#### 8. 子育て中の親と子にやさしい安心・安全なまちづくり

### 【個別施策】

- 8-1. 安心して子育てができる生活環境の整備
- 8-2. 安心して子ども連れで外出できる環境の整備
- 8-3. 子どもを犯罪や交通事故から守るための活動の推進
- 8-4. 子どもを取り巻く有害環境対策など

妊産婦や子育て中の親や子ども、障がい者（児）をはじめ、すべての人が安全で安心して暮らせるよう、道路、公共施設の段差等を無くし、ノーマライゼーションのまちづくりを推進します。

また、子どもが被害者になる犯罪や事故等から子どもたちを守るために、地域ぐるみで安全対策を強化し、犯罪防止対策に取り組みます。

#### 8-1. 安心して子育てができる生活環境の整備

子育て中の親や子ども、妊産婦、障がいのある人もない人も、高齢者も、すべての人々が差別や偏見・排除意識を無くして、同じ目線で向き合えるよう心のバリアを取り除き、すべての人々が幸せな生活を送ることができるノーマライゼーションのまちづくりを進めます。

また、子育て中の親をはじめ、すべての人々が積極的に社会参加ができ、安心して暮らせるよう公共施設をはじめあらゆる施設のバリアフリー化を促進し、すべての住民が暮らしやすいまちづくりに努めます。

日頃から隣近所の顔が見える地域づくりを通して、子育てや障がいのある子どもの介護などで疲れた母親や子どもたちを支援する仕組づくりを進めます。

また、母子・父子家庭の親の就労を可能にするために、保育園などの保育サービスでは対応できない時間外や休日などの保育について、地域で支え合う仕組づくりを進めます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
219	公園のバリアフリー化	No.23 再掲	継続	まちづくり推進課 (地域整備G)
220	延長保育事業	No.141 再掲	継続	福祉室 (福祉G)
221	休日保育事業	No.144 再掲	継続	福祉室 (福祉G)

## 8-2. 安心して子ども連れで外出できる環境の整備

妊産婦や子育て中の親子をはじめすべての人が安心して外出できるような、歩道整備や利用しやすい公園及び公共施設をはじめとする建築物のバリアフリー化などの整備に努めます。

また、放置自転車や違法駐車などを無くすための取り組みを、住民と行政が連携して進めていきます。

移動が困難な障がい児を抱えた親子が、安心して外出できるよう外出介助のボランティアなどで外出を支援する仕組づくりを進めます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
222	公園のバリアフリー化	No.23 再掲	継続	まちづくり推進課 (地域整備G)
223	障がい児を抱えた親が外出しやすくするための仕組づくり	移動が困難な障がい児を抱えた親子が、安心して外出できるよう、外出介助のボランティアなどで外出を支援する仕組づくりを進めます。	継続	福祉室 (福祉G)
224	違法駐車をなくすための推進	警察、消防署と連携し、交通事故をなくす運動推進協議会による啓発パトロールを実施します。	継続	住民生活課 (住民人権G)

## 8-3. 子どもを犯罪や交通事故から守るための活動の推進

子どもが交通事故や犯罪等の被害にあわないように、通学路における歩道整備や車止め、カーブミラーなどの交通安全施設を整備するとともに、通学路や公園の防犯灯等の設置を行うなど、子どもの通行の安全確保と夜間の犯罪防止対策の充実を図ります。また、警察、保育園・幼稚園、学校関係機関が連携、協力体制を強化し、子どもと子育て家庭等を対象とした体験型の交通安全教育及びチャイルドシートについての普及啓発活動等を積極的に展開し、交通安全に対する意識の啓発、高揚を図ります。

また、地域全体で子どもを犯罪等の被害から守るため、PTAなどの学校関係者や防犯ボランティアなどの関係団体への子どもに関する犯罪の発生状況、危険な場所等の地域安全情報の提供、共有化等に取り組み、子どもの緊急避難場所である「子ども110番の家」を拡大するとともに、地域の人々が日常的にお互いに声をかけ合い見守るなど、安全対策を強化し、犯罪防止対策に取り組みます。

現在、「防災行政無線」により、学校帰りの児童・生徒の安全確保については一定の効果があがっていますが、今後はよりわかりやすくするために、帰宅を促すための放送などと組み合わせることで、地域の人々の子どもたちの帰りの見守りへの参加を促します。

乳幼児の死亡原因の上位を占める誤飲、溺水、転落、やけどといった不慮の事故を未然に防ぐために、乳幼児健診などの場において、子どもの発達段階に応じた事故防止対策の啓発を行うとともに、関係機関とも連携した事故防止及び適切な応急処置等に関する教育・情報提供の推進に取り組みます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
225	こんぺいとう広場	No.21 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
226	赤ちゃん会	No.69 再掲	継続	保健センター (健康増進G)
227	事故予防啓発	4か月健診集団指導時に事故予防についての講習を実施し、パンフレットを配布します。	継続	保健センター (健康増進G)
228	子どもの見守り活動	「地域の子どもは地域で守る」という考えのもと、地域コミュニティの醸成に努め、子どもの安心・安全の向上を図ります。	継続	教育総務課 (教育総務G)
229	P T A活動	登校時における交通規制、保護、誘導を行います。 防犯ブザーを配布します。	継続	生涯学習課 (生涯学習G)
230	交通安全講習会	交通安全教室を実施し、歩く時の注意など、実技を通じて道路に潜む危険性等について学びます。	継続	住民生活課 (住民人権G)
231	交通安全施設の整備	子どもとその保護者が安心・安全に暮らせるよう、道路交通整備に努めます。	継続	建設農林課 (地域整備G)
232	子ども110番の家	子どもたちが登下校時などに不審者に出会うなど危険を感じた時、助けを求める緊急避難場所を確保します。	継続	生涯学習課 (生涯学習G)

#### 8-4. 子どもを取り巻く有害環境対策など

性や暴力等に関する有害図書類や有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念されることから、行政関係機関、PTAなどの地域住民が連携、協力してそれらの影響から子どもたちを守り、子どもたちが自らを守るために、正確に物事を判断し、善悪を見分けることができるような目を養えるよう、学校をはじめ地域の中で講演会や勉強会などの開催に取り組みます。

子どもの健全な育成に向けて、飲酒や喫煙、シンナーなどの薬物などから子どもたちを守るために、薬物使用防止のための啓発活動を推進するとともに、子どもの生活実態を把握し、問題行動を早期に発見し的確に対応するため、学校、PTA、民生委員・児童委員、主任児童委員などが連携を密にし、街頭パトロール、相談等の活動を推進します。

また、問題行動が起きてからの対応だけでなく、予防の視点からも、酒やたばこ、薬物が青少年の身心の発育や発達にどのような影響を与えるのかといった基本的な問題に対して、学校や保健センター、医療機関などが中心となり、地域住民も含めた講演会や勉強会などの啓発活動を推進します。

その一方で、未成年者に酒、タバコを売らない方策を住民とともに考え、具体策を検討していきます。

No.	事業名及び取り組み	事業概要	方向性	担当課
233	青少年問題協議会	No.46 再掲	継続	生涯学習課 (生涯学習G)
234	青少年指導委員会	No.47 再掲	継続	生涯学習課 (生涯学習G)



## 第6章 目標事業量の設定

---



## 第6章 目標事業量の設定

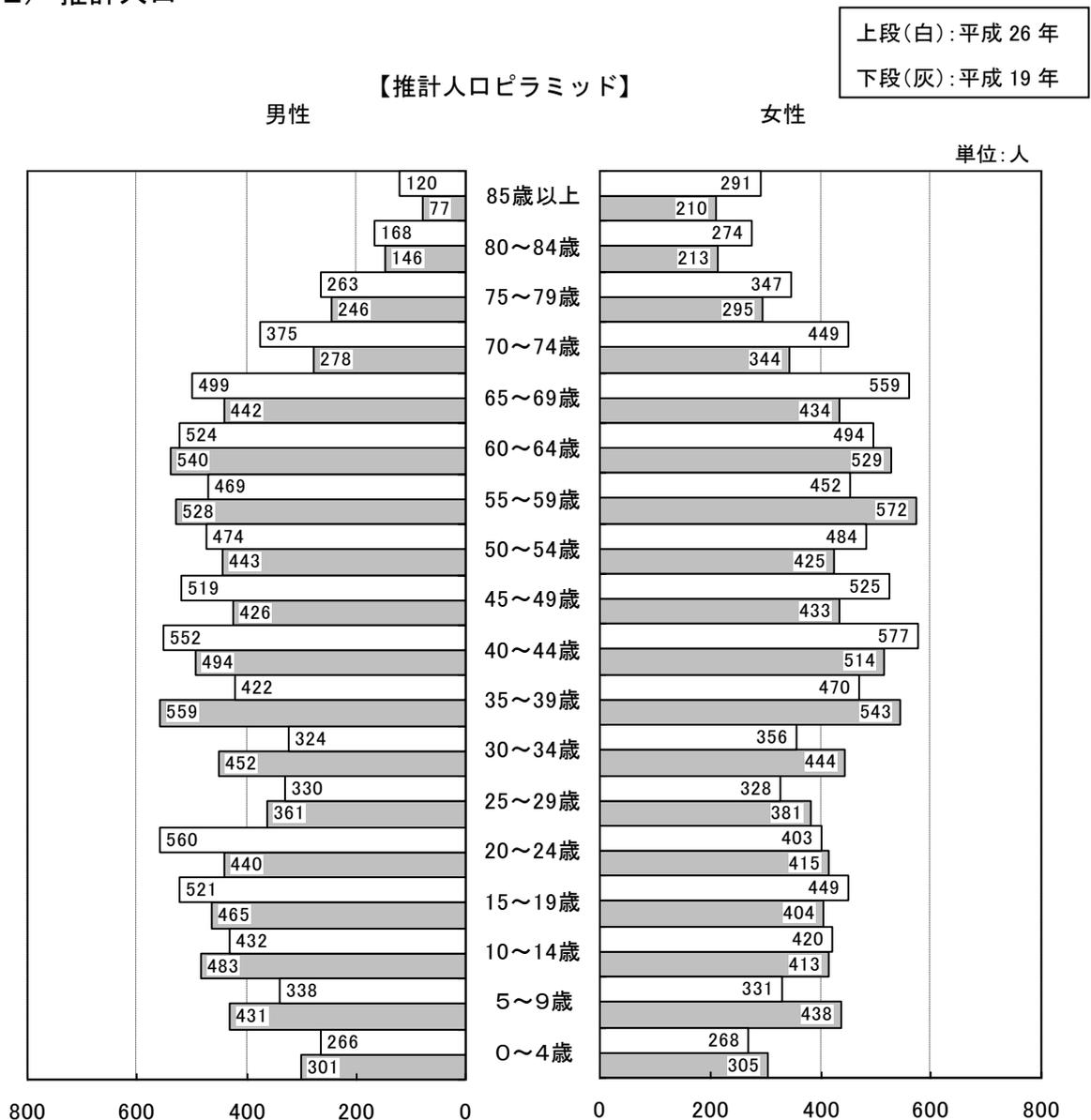
### 1. 人口推計

本計画の計画期間である平成 22 年～平成 26 年の総人口、児童人口等については、コーホート変化率法<sup>\*</sup>によって、本町の将来人口を推計した数値を採用しています。

#### (1) 推計方法

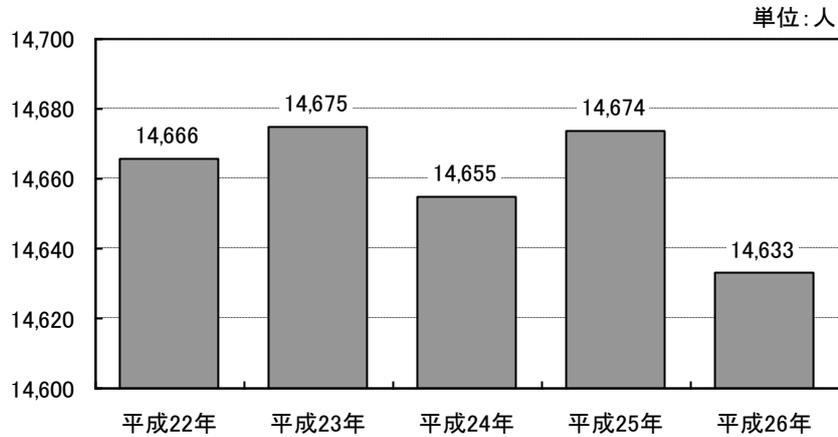
平成 12 年と平成 17 年の国勢調査の結果を元にコーホート変化率法によって人口推計を行い、平成 22 年から平成 26 年の各年度の人口推計については、その結果を元に、年次均等割り<sup>\*</sup>で算出した結果を用いています。

#### (2) 推計人口



(3) 平成 22 年～平成 26 年までの推計人口

【推計人口】



(4) 年齢階層別推計人口

【年齢階層別推計人口】

単位：人、%

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0～14 歳	2,295	2,239	2,176	2,119	2,055
	15.7	15.3	14.9	14.4	14.0
15～64 歳	9,471	9,425	9,359	9,316	9,233
	64.6	64.2	63.9	63.5	63.1
65 歳以上	2,900	3,011	3,120	3,239	3,345
	19.8	20.5	21.3	22.1	22.9
合計	14,666	14,675	14,655	14,674	14,633

※コーホート変化率法

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいいます。その各コーホートについて、自然増減要因と社会増減要因を区別せず、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

## (5) 児童人口の推計

【児童人口の推計】

単位：人、%

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総人口	14,416	14,666	14,675	14,655	14,674	14,633
0歳	105	87	86	84	83	81
1歳	118	113	110	108	106	104
2歳	103	121	118	116	114	112
3歳	119	129	125	123	121	119
4歳	144	129	124	122	120	118
0～4歳計 (対前年比)	589	579 98.3	563 97.2	553 98.2	544 98.4	534 98.2
5歳	148	151	147	141	135	129
6歳	178	167	160	154	148	141
7歳	167	164	157	151	145	138
8歳	169	155	149	143	137	131
9歳	177	153	148	142	136	130
5～9歳計 (対前年比)	839	790 94.2	761 96.3	731 96.1	701 95.9	669 95.4
10歳	189	181	179	175	171	167
11歳	177	185	182	177	174	170
12歳	183	190	187	182	179	174
13歳	170	187	185	180	176	172
14歳	187	183	182	178	174	169
10～14歳計 (対前年比)	906	926 102.2	915 98.8	892 97.5	874 98.0	852 97.5
15歳	188	190	190	190	190	189
16歳	186	184	184	184	184	183
17歳	166	179	178	178	178	178
18歳	171	211	213	212	212	211
19歳	169	211	211	210	210	209
15～19歳計 (対前年比)	880	975 110.8	976 100.1	974 99.8	974 100.0	970 99.6

※平成 21 年は住民基本台帳による実績値

(6) 年齢別児童人口及び年度ごとの増加数

① 0～5歳人口（就学前人口）

単位：人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0歳	87	86	84	83	81
1歳	113	110	108	106	104
2歳	121	118	116	114	112
3歳	129	125	123	121	119
4歳	129	124	122	120	118
5歳	151	147	141	135	129
0～5歳計	730	710	694	679	663
対前年増減数		-20	-16	-15	-16

② 6～11歳人口（小学生人口）

単位：人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
6歳	167	160	154	148	141
7歳	164	157	151	145	138
8歳	155	149	143	137	131
9歳	153	148	142	136	130
10歳	181	179	175	171	167
11歳	185	182	177	174	170
6～11歳計	1,005	975	942	911	877
対前年増減数		-30	-33	-31	-34

③ 12～17歳人口（中学生以上人口）

単位：人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
12歳	190	187	182	179	174
13歳	187	185	180	176	172
14歳	183	182	178	174	169
15歳	190	190	190	190	189
16歳	184	184	184	184	183
17歳	179	178	178	178	178
12～17歳計	1,113	1,106	1,092	1,081	1,065
対前年増減数		-7	-14	-11	-16

## 2. 目標事業量の考え方

子育て支援にかかわる事業については、数値目標を設定し、本計画の目標年度である平成26年度までにその達成に向け、取り組めます。

これら数値目標の設定にあたって、本計画期間（平成22年度～平成26年度）における総人口ならびに児童人口を推計しました。

### (1) 通常保育事業

#### ● 目標事業量の設定にあたっての考え方

平成21年度の事業量については、年度当初の人数であり、平成26年度の目標数量については児童数の減少が見込まれますが、母親の就職率があがると見込まれることから途中入所の希望も考慮し、目標数量を設定しました。

通常保育の利用希望者の受け入れについては、平成17年度以降待機児童もなく、現行の実施保育園で対応可能と考えており、ニーズに応じた柔軟な受け入れ体制を引き続き図っていきます。

#### 【通常保育事業 目標事業量】

平成21年度	平成26年度目標事業量
224人（2か所）	240人（2か所）

### (2) 延長保育事業

#### ● 目標事業量の設定にあたっての考え方

平成20年度の実績では、1日の利用が16人となっています。

現在、1時間の延長保育は1か所と2時間の延長保育は1か所を実施しています。

また、延長保育の利用希望者の受け入れについては、現行の実施保育園で対応可能と考えており、ニーズに応じた柔軟な受け入れ体制を引き続き図っていきます。

#### 【延長保育事業 目標事業量】

平成21年度	平成26年度目標事業量
1時間延長 1か所	1時間延長 1か所
2時間延長 1か所	2時間延長 1か所

### (3)夜間保育事業

- 目標事業量の設定にあたっての考え方

本事業は、現在本町では実施していません。祖父母同居もしくは祖父母近居が多いことから、祖父母等に預ける事などを想定し平成 26 年度までの実施は考えておらず、延長保育事業で対応します。

### (4)子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

- 目標事業量の設定にあたっての考え方

本事業は、現在本町では実施していません。ニーズも少ないため平成 26 年度までの実施は考えていません。

### (5)休日保育

- 目標事業量の設定にあたっての考え方

本町では、現在、町内の保育園 1 か所で実施しています。利用者は月 8 人と極めて少ない状況が続いています。しかし、利用者が少なくても、本町では、就労形態の多様化など、保育ニーズも多様化していくことが考えられるため、休日保育事業は必要と考えており、町内の保育園 1 か所で実施し、休日保育ニーズに対応していきます。

【休日保育 目標事業量】

平成 21 年度	平成 26 年度目標事業量
8 人 (1 か所)	8 人 (1 か所)

### (6)放課後児童健全育成事業

- 目標事業量の設定にあたっての考え方

本町では、現在、2 か所 (2 クラブ) で実施していますが、今後も共働き世帯の増加が推測されることから、待機児童解消に向けて整備を行います。

【放課後児童健全育成事業 目標事業量】

平成 21 年度	平成 26 年度目標事業量
2 か所 (2 クラブ)	2 か所 (3 クラブ)

## (7) 病児・病後児保育事業

### ● 目標事業量の設定にあたっての考え方

ニーズ調査では、1日3人の利用希望がありましたが、実際には保護者が仕事を休んだり、祖父母等に預けることなどで対応する事などを想定しています。また町内において実施できる施設がないことから平成26年度の実施は考えていませんが、今後はニーズを踏まえ他市委託等を視野に入れ検討していきます。

## (8) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

### ● 目標事業量の設定にあたっての考え方

本事業は、現在本町では実施していません。ニーズも少ないため平成26年度までの実施は考えていません。

## (9) 一時預かり事業

### ● 目標事業量の設定にあたっての考え方

本事業は、現在1か所の保育園で実施しており、在宅で乳幼児を保育する家庭の保護者にも利用可能な子育て支援サービスです。

【一時預かり事業 目標事業量】

平成21年度	平成26年度目標事業量
1か所	1か所

## (10) 特定保育事業

### ● 目標事業量の設定にあたっての考え方

本事業は、現在本町では実施していません。平成26年度までの実施は考えていません。本事業については、一時保育事業と内容が重なる部分があるため、一時預かり事業で対応していきます。

### (11)ファミリー・サポート・センター事業

- 目標事業量の設定にあたっての考え方

本事業は、現在本町では実施していませんが、平成 26 年度までの実施は考えていません。今後は保護者ニーズや地域性を踏まえて検討していきます。

### (12)地域子育て支援拠点事業

- 目標事業量の設定にあたっての考え方

本事業については、現在、町内の民間保育園 1 か所で実施しています。引き続き、現行の民間保育園に委託し事業を継続します。

#### 【地域子育て支援拠点事業 目標事業量】

平成 21 年度	平成 26 年度目標事業量
1 か所	1 か所

### 3. 目標事業量一覧表

事業名		現 状		目標事業量		
				前期計画 (14事業)		後期計画 (12事業)
		平成16年	平成20年度末	平成21年		平成26年
				修正前	修正後	
定期的な保育等に関する事業	① 通常保育事業	定員210人	定員240人	定員240人	定員240人	240人
	② 延長保育事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	③ 夜間保育事業	0か所	—	—	—	0か所
	④ 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	⑤ 休日保育事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	⑥ 放課後児童健全育成事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所 (3クラブ)
一時預かり保育等に関する事業	乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育・派遣型)	—	—	—	—	
	乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育・施設型)	—	—	—	—	
	⑦ 病児・病後児保育事業					0か所
	⑧ 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	一時保育事業	1か所	1か所	1か所	1か所	
	⑨ 一時預かり事業					1か所
⑩ 特定保育事業	—	—	—	—	0か所	
子地域で子育てを支援する事業	⑪ ファミリー・サポート・センター事業	—	—	—	—	0か所
	地域子育て支援センター事業	1か所	1か所	1か所		
	つどいの広場事業	—	—			
	⑫ 地域子育て支援拠点事業 (ひろば型、センター型、児童館型)					1か所

※平成19年度に国の制度変更などを踏まえ、特定14事業の目標事業量について時点修正を行いました。  
地域子育て支援センター事業とつどいの広場事業については「地域子育て支援拠点事業」に統合しました。

#### 4. 目標事業内容の説明

NO	事業名	事業内容
①	通常保育事業	日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設。(原則として、開所時間 11 時間、保育時間8時間、開所日数約 300 日)
②	延長保育事業	11 時間の開所時間を超えて保育を行う事業。
③	夜間保育事業	22 時頃までの夜間保育を行う事業。(※開所時間は概ね 11 時間)
④	子育て短期支援事業 トワイライトステイ事業	児童を養育している家族の保護者が、仕事その他の理由により家庭における児童の養育が困難になった場合その他緊急の場合に、児童擁護施設等で生活指導、夕食等の提供を行う事業。
⑤	休日保育事業	日曜・祝日等の保育を行う事業。(※年間を通じて開所する保育所が実施)
⑥	放課後児童健全育成事業	就労等により保護者が昼間家庭にいない概ね 10 歳未満の児童を対象に、授業の終了後に専用の施設を利用して、放課後児童指導員を配置し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。 また、放課後児童クラブの運営面での向上を図るため、71 人以上の大規模クラブについては、1クラブ当たり 70 人以下になるよう分割して、2クラブ分3クラブ分などとする。
⑦	病児・病後児保育事業	地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。 《病児対応型》 病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業。 《病後児対応型》 病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業。 《体調不良児型》 保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業。
⑧	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	児童を養育している保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が困難になった場合に、児童擁護施設等で一時的に養育する事業。
⑨	一時預かり事業	保護者が育児疲れの場合や、急病の場合などに保育所等において、児童を一時的に預かる事業。
⑩	特定保育事業	週2～3日程度または午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育サービスを提供する事業。
⑪	ファミリー・サポート ・センター事業	乳幼児等の子育てに関する援助を受けたい人と行いたい人が会員として登録し、会員による育児の援助活動を行うことにより、安心してゆとりある子育てができる環境づくりを図る事業。
⑫	地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、相談、援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て等に関する講習等を行い、地域の子育て支援機能の充実を図る事業。センター型、ひろば型、児童館型がある。

## 第7章 計画の推進に向けて

---



## 第7章 計画の推進に向けて

---

この計画は、次代を担う子どもたちが、豊かな感性をもち健やかにのびのびと育つための環境づくりを、子育て中の家庭だけではなく、行政はもとより保育園、幼稚園、学校、地域など社会全体で子どもを見守り育てていくことができるよう、様々な課題に取り組みながら施策の実現に取り組んでいこうとするものです。

そのためには、行政はもとより子どもの育成に関係するあらゆる機関の連携・調整・協力のもと、総合的に施策の推進を図るとともに、一方、施策の展開や目標事業量の達成状況を点検、評価することが重要となってきます。

計画の推進にあたっては、国・大阪府との連携を図りながら、庁内における関係部署による組織を設置するなど、推進体制を整備し、あらゆる視点から実施状況を把握していくこととします。

また、大阪府が策定した「地方分権改革ビジョン」を踏まえ、太子町単独または広域連携により、子どもに関係する様々な権限の移譲を受ける予定ではありますが、こうした権限を積極的に活かし、きめ細かくスピーディーな施策展開に努めていくこととします。

さらに、計画に基づく施策の実施状況については、広報、ホームページなどを通じて広く住民に周知していくこととします。



資 料 編

---



## 1. 太子町子ども育成計画（後期）策定協議会設置要綱

### （設置）

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に基づく太子町における次世代育成支援対策の行動計画（以下「太子町子ども育成計画（後期）」という。）の策定に当たり、関係者の意見等を反映させるため、太子町子ども育成計画（後期）策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務について協議する。

- (1) 太子町子ども育成計画（後期）の策定に関する事務
- (2) その他必要な事務

### （組織）

第3条 協議会は、委員13名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| (1) 子育てに関する活動を行う団体関係者 | 2名 |
| (2) 母子保健関係者           | 2名 |
| (3) 児童福祉関係者           | 2名 |
| (4) 教育関係者             | 2名 |
| (5) 議会関係者             | 1名 |
| (6) 行政関係者             | 3名 |
| (7) 住民関係者             | 1名 |

### （会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### （会議）

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外のものを出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算の定めるところにより報償を支給する。ただし、議会の議員及び公務で会議に出席した公務員に対しては、報償を支給しない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉室において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条に規定する協議が終了した日限りでその効力を失う。

## 2. 太子町子ども育成計画（後期）策定協議会委員名簿

氏 名	役 職 名	備 考
浅尾 よし子	議会議員代表	
仲村 秋乃	ペアペアクラブ代表	
三宅 美紀	放課後児童会保護者会代表	
中村 洋	太子町保健事業推進協議会代表	
駒谷 加代子	子育てボランティア代表	
増田 富美代	主任児童委員代表	
森 義昌	保育園代表	副会長
勝良 憲治	校園長会代表	会 長
松井 省二	PTA 代表	
福井 政志	大阪府子ども家庭センター代表	
米田 育代	一般公募代表	
吉年 幸太郎	教育次長	
田中 茂	健康福祉部長	

※ 敬称略・順不同

### 3. 計画策定の経緯

平成 21 年	3月2日～3月20日	次世代“太子っ子”子育てプランニーズ調査 対象:就学前児童 894名、小学生児童 1,052名
	4月	ニーズ調査結果報告書 作成
	5月～8月	庁内事業把握・調査
	9月～10月	策定協議会委員選抜
	11月2日	第1回太子町子ども育成計画(後期)策定協議会 ・委員委任 ・計画主旨説明 ・ニーズ調査結果報告
	11月～12月	事業の検討及び庁内調整
平成 22 年	2月24日	第2回太子町子ども育成計画(後期)策定協議会 ・基本骨子説明 ・個別施策説明 ・基本骨子の確認及び承認
	3月29日	第3回太子町子ども育成計画(後期)策定協議会 ・最終計画書確認及び承認
	4月	太子町子ども育成計画(後期) 『次世代“太子っ子”子育てプラン』 施行

太子町子ども育成計画（後期）  
次世代“太子っ子”子育てプラン  
次世代育成支援対策行動計画【後期計画】  
平成 22 年 3 月発行

---

発 行 太子町  
大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地  
T E L : 0721-98-5519（直通）  
企画・編集 太子町健康福祉部福祉室

---